

令和3年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和3年9月7日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

10 番 高 木 寛

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成

税 務 課 長	伊 藤 義 一	市民生活課長	八 木 幹 夫
健 康 づ く り 長	齊 藤 孝 一	社会福祉課長	椎 名 隆
課 子 育 て 長	多 田 英 子	商工観光課長	加 瀬 博 久
支 援 課 長	多 田 一 徳	建 設 課 長	浪 川 正 彦
農 水 産 課 長	栗 田 茂	上下水道課長	宮 負 亨
都市整備課長	杉 本 芳 正		
教育総務課長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは、質問席でお願いいたします。

◇ 伊 藤 保

○議長（木内欽市） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤 保 登壇）

○13番（伊藤 保） おはようございます。議員番号13番、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

質問に入る前に、米本市長におかれましては、初当選おめでとうございます。明智前市長の後、市政を継承し、東総の中核都市、旭市をさらに発展させるべく、手腕を発揮して市政を牽引されることを望んでおります。

また、市議会議員補欠選挙に当選されました4名の皆様、ご当選おめでとうございます。昨日の堂々たる一般質問と内容に負けてはいられないという思いで頑張っております。

この旭市が未来に向けて発展し続け、市民生活を守り、安心・安全に暮らせるまちにしていきたい。このように願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速、質問に入ります。

6月度の一般質問で、要保護児童・準要保護児童について質問をしたところですが、塾な

どに通うための援助は残念ながらないということでした。そこで調べると、こども未来応援事業という内容があり、貧困の連鎖を断ち切るために行っている自治体の制度がありますので伺います。

1 項目め、こども未来応援事業について。

1 点目に、旭市は、この事業を行っているのか伺います。

2 点目に、この事業は補助事業としてありますが、あるとすればどのような制限があるのか伺います。

2 項目め、新生児聴覚スクリーニング検査について。

この検査については、日本耳鼻咽喉科学会及び日本産婦人科学会では、マニュアルを作成し、その内容によりますと、国内では新生児聴覚スクリーニングで難聴が疑われ、全国の精密聴力検査施設を受診する赤ちゃんは、1 年間に約4,000人、国内出産数の0.4%おります。このうち、約1,000人に両耳難聴が発見されます。また、ほぼ同じ人数の赤ちゃんが片耳難聴と診断されます。両耳難聴の赤ちゃんでは、早く発見して補聴器を装用し、聞く力や話す力をつける練習ができると、それだけコミュニケーション能力を高く発揮することができますと検査を呼びかけております。

また、国では、平成28年に新生児聴覚検査の体制整備事業を創設し、都道府県を通じて市町村に、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いすると通達が出されました。平成28年度の実施状況について報告がなされました。旭市では、人数は少ないかもしれませんが、新生児聴覚障害赤ちゃんは何人いるのか。また、検査の実施可能な医療機関が何施設あるのか伺います。

3 項目め、飯岡刑部岬展望館は、旭市の観光スポットですが、この9月から令和4年2月28日まで改装のため利用できませんが、改装後は旭市に移譲され、管理運営を行うと思いますが、1 点目、移譲された場合の今後の計画について伺います。

2 点目、自然環境の教育関係の補助金を使用しているような話を伺っておりますが、用途について使用制限があるのか伺います。

4 項目め、市長が公約で持続可能な地域づくりとしてSDGsについて、総合戦略に具体的に絞り込むなどして取り組んでまいりますとあります。

そこで、1 点、行政のSDGsについて、私は、ある意味で総合戦略そのものが行政のSDGsと考えておりますが、どのような計画をお考えなのか伺います。

以上で、1 回目の質問を終わります。再質問は質問席で行いますので、分かりやすいご答

弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） おはようございます。

私からは、4、行政のSDG sについて、（1）旭市の行政としての取組についてお答えいたします。

持続可能な開発目標、いわゆるSDG sについては、2015年に国連サミットで採択されて以来、世界中でSDG sに基づいた活動が行われ、国内でも様々な取組がされているところでもあります。また、私がまちづくりの基本方針として訴えてきた「豊かな旭を次世代につなげていく」についても、このSDG sを意識したものであります。

市の最上位計画である旭市総合戦略において、SDG sについて直接的な記載こそありませんが、持続可能なまちづくりを推進するための基本施策などを掲げており、SDG sにおける国際目標と基本的に異なることはありません。

これからの国際社会を見据えた中で、本市でも、より一層SDG sを意識したまちづくりを推進する必要があると考えております。

具体的な市政への反映方針などについては、今後も検討や精査を重ね、よりよいまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 続いて、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 1、こども未来応援事業について、旭市でこの事業は行っているのかについてお答えいたします。

本市において、ご質問の事業の名称を使った事業は実施しておりません。

全国では、自主財源や内閣府所管の地域子供の未来応援交付金を活用し、子ども、未来などを事業名に掲げて、子どもの貧困対策の推進に関する事業を実施している自治体もあるようでございます。

次に、（2）補助金・交付金につきまして、この事業について制限はあるのかのご質問にお答えいたします。

国の地域子供未来交付金を活用した事業内容で申し上げますと、対象は大きく二つに分かれております。

一つ目は、地方自治体が実施する貧困の状況にある子ども等の実態調査と支援を行う団体の状況把握及び支援体制の整備計画の策定に係る費用に対しての補助となります。補助対象事業費の上限は300万円で、補助率は事業費の2分の1です。実施調査だけでも活用は可能ですが、基本的には、各自治体が「子どもの貧困対策の推進に定める法律第9条に定める計画」を策定する目的での活用が求められております。

二つ目は、子ども等支援事業に対する補助金で、子どもたちの支援を結びつける事業で、子ども食堂等の居場所づくり事業やコーディネーターの配置等でございます。また、連携体制の整備といたしまして、自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業、NPO等の民間団体との連携事業となっております。補助対象事業費の上限は1,500万円で、補助率は事業費の2分の1です。

地域における総合的な支援体制の確立を目的に、原則、単年での活用が基本とされておりましたが、短期間で定着が難しいため、令和元年度からは当面2年間の交付金活用が認められるようになりました。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうから、2、新生児聴覚スクリーニング検査について、難聴の赤ちゃんはどのくらいいるのか、適用する医療機関等についてお答えいたします。

新生児聴覚スクリーニング検査は、主に出生した産科でおおむね3日以内に行われることが多い検査です。市内では、産科は旭中央病院1か所だけですが、近隣市町村の産科医院は全て検査を行うことができます。

検査の結果なんですけれども、令和元年度に3名、令和2年度に1名、令和3年度は、これまでに1名が再検査という結果になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからは、3項目め、飯岡刑部岬展望館「光と風」についてのご質問でございます。

まず1点目が、展望館の今後の計画についてということで、移譲後の展望館の使い方につきましてご説明をしたいと思います。

本年、第2回定例会の政務報告にありましたように、飯岡刑部岬展望館は、令和4年4月、旭市への移譲を前提に、県と市で必要な手続きを進めております。現在、市が要望いたしま

した施設の改修工事が行われており、来年の２月末まで一時休館となっております。

今後は、施設の設置及び管理に関する条例などの制定に向けて準備を進めてまいります。

展望館を含む上永井公園は、自然公園施設として整備されたものでございますが、市の代表的な観光スポットでもあります。市といたしましては、県に対し、展望館において観光目的で来訪された方が楽しめるような展示や飲食、物販などを行いたい旨を要望し、了解を得ている状況です。

今後、具体的に何ができるか市内部で検討してまいりたいと思います。

続きまして、（２）でございます。使用制限についてということで、環境施設の補助金で建てられたと思うが、用途に使用制限はあるのかというご質問でございました。

では、回答申し上げます。

飯岡刑部岬展望館の使用につきましては、現在、県の設置管理条例などで定められております。移譲後は、新たに市で設置管理条例などを制定する中で、市内外から訪れる多くの方々に４階展望台はもとより、１階多目的室や２階パノラマ展示館なども積極的に使用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○１３番（伊藤 保） 再質問をいたします。

まず、こども未来応援事業についてですが、旭市ではやっていないというお話でございました。詳しい内容も聞きましたので、確かにＮＰＯ、または民間団体、あるいはボランティア団体が子ども食堂、あるいは学習支援を行う団体に対して補助金を交付するとあります。

しかし、北海道北広島市は、2020年から生活が困難な世帯の中学生が通う学習塾や習い事に要する費用の一部を助成するこども未来応援事業をスタート、対象の習い事の範囲は、塾、通信教育、家庭教師、ダンス、そろばん、英会話、音楽、球技、書道、武道、陸上競技、水泳などであるというふうに書いてあります。習い事の月謝の上限、これは5,000円を助成し、現在で69人の中学生が利用しているとありました。恐らくは要保護児童・準要保護児童の児童・生徒に対して、北広島市が独自で行っているんだろうと思います。人口規模5万9,000人、財政規模もあまり旭市と変わっていないのですけれども、財調が5億8,000万円ぐらいしかないんですね。旭市とここが大きく違うところでございますが、そこで、多子世帯の児童・生徒は、この事業対象というのには入るのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 北広島市の事業の内容でお答えするということでしょうか。

多くの子ども未来応援事業を実施されている市町村におきましては、多子世帯も含まれていると思われます。一部の自治体で先進的に実施している事例では、貧困世帯の子どもを対象としておりまして、これまでの制度等に各自治体が上乗せや独自で実施している事業もあるようですが、本市におきまして多子世帯の支援事業といたしまして、ちょっとご紹介させていただきますと、出産祝い金等の支給事業では、第2子出産時10万円、第3子以降20万円の祝い金を支給しております。また、第2子の保育料の2分の1の減額、また第3子以降保育料の無料化といたしまして、国は在園児から第3子を数えますが、旭市は独自で18歳年度末から第1子を数えまして、無料化の条件を広げております。また、副食費の免除といたしまして、年収360万円未満相当及び第3子に対しまして該当する場合、免除しております。これら様々な事業を実施いたしまして、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 今の内容は、もう既に旭市で行っていると、この国の補助制度も一部活用されているというお話でございます。そういった多子世帯の生徒は、この対象になるかっていうと、ならないというふうに考えていいんですか。それとも、なるんでしょうか。該当するということでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 多子世帯も該当すると考えております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 次の再質問の補助金交付金についてですけれども、この事業、補助事業とありますが、補助金交付金は縛り、いわゆる対象が決まっているのではないかと思います。そこで支給対象の制限というのはあるのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 支給対象の制限につきましては、すみません、今のところ確認のほうはちょっとできておりませんので、今の時点ではないかと考えております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） では、次の再々質問にいきますけれども、先ほど北広島市の例を出しましたけれども、国連がSDGs 17の持続可能な2030年を目標として掲げた一つ、貧困の連鎖を断ち切るということで、国の施策として打ち出していますが、千葉県では福祉政策が全体的に遅れております。北広島市は、市が一つの方向性を示して、中学生を対象に上限を設けて始めたのではないかと思います。旭市として、この事業について、今後の計画について伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、旭市では、子どもや家庭が支援を必要としている状況に応じて、関係各課及び関係団体等との連携を図り、様々な支援関連事業を実施しております。

今のところ、地域子供の未来交付金を活用した事業等の実施計画もございませんけれども、今後、市町村の先進事例等を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 先進事例って言いまして、全国の先進事例ということになると思いますけれども、千葉県ではまだ3事例かな、4事例しかないんですね。ですから、これはぜひ庁内で検討していただいて、やはり中学生を中心とした塾に行けない子どもたちをどういうふうにしていくのか、これを考えていただきたいと、このように思いまして、次の2項目めの新生児聴覚スクリーニングの再質問を行います。

全国の自治体の中でも新生児の難聴の検査受診が少ないと聞いておりますけれども、検査受診の有無はどのように確認しているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、検査の有無を確認しているかという質問にお答えします。

新生児聴覚スクリーニング検査の結果を赤ちゃん訪問時に保健師、助産婦が母子手帳を見て検査結果を確認しております。それにより、検査の有無を確認しております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 旭市は、この新生児聴覚スクリーニングの部分では、早いほうなんです。全国でも、まだこの検査というのは非常にできていないというのが実情のようです。

ご両親がいるので、両親の意思に任さなければならないと思いますが、検査受診をしていない赤ちゃんに対しての対策はしているのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 検査が未受診のお子様に対しては、その後の乳幼児期の健康診査時に子どもの反応の観察や言葉の出方等、発達から聴覚の確認をするように努めております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） そうすると、だいたいご両親は納得して、あるいは、これから補聴器なり何なりを使うというふうな話でしょうと思いますけれども、この検査費用について公費負担をしているのか、また、もしも難聴の場合、補聴器装用となった場合に、補助などはあるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 令和3年度より、県内の医療機関で使える母子手帳の別冊（医療・健診補助券つづり）に、生後50日以内の乳幼児が利用できる新生児聴覚検査受診票を追加しております。

里帰り等により県外で出産・検査された場合には、償還払いで助成します。この検査の助成金は3,000円です。補聴器等の助成金については、現在のところございません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 補聴器等の補助はないということで理解しました。

次に、3項目めの飯岡刑部岬展望館「光と風」について再質問いたします。

展望館は、潮風が非常に強く、維持管理に費用がかかるとおっしゃいますので、現在の県が支払っている年間の維持管理費はどのくらいかお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、展望館の年間の維持管理費というお話でございます。

現在、県は、平成29年度から令和3年度まで5年間の指定管理によります管理を行っております。指定管理料は5年間で約3,800万円、1年間で換算しますと760万円ほどになると伺っております。ここには管理人の人件費、それと設備の保守点検にかかる委託料などが含まれております。また、施設の修繕が必要となれば、その都度費用が発生することとなりますので、それらを含めますと年間800万円から1,000万円程度の経費が必要と考えられます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 先ほど指定管理と言われてましたけれども、旭市に譲渡された場合、譲渡後の管理運営方法、これはどのようなになるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、移譲後の管理運営方法についてというご質問でございました。

令和4年4月に移譲後、直ちに指定管理者に任せるとするのは、制度の手続き上時間を要しますので、しばらくは市が管理運営をしていく予定でおります。これにつきましても、今後、具体的にどのように進めていくか、指定管理者も含めて市内部で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 年間に28万人以上、ここは訪れております。刑部岬展望館ですので、旭市にとってはかけがえのない観光スポットです。観光目的に来訪された方や地元の方々が訪れてよかったと言えるようにしてもらいたいと思います。

先ほど、展示場として、また飲食、それから物品販売などを考えているとの答弁がありましたが、以前、物品販売を1階の多目的研修室ですか、そこで行ったときに、旭駅の三川屋の売店での売上げよりも2倍以上の売上げがあったと聞いております。ですので、ぜひそういったことで、これ売上げも維持管理費に多少なりとも回せたらと思いますので、ある程度柔軟な対応ができるようお願いしたいと思います。

次の市政のSDGsについてですけれども、今、市長よりご答弁をいただきました。ぜひ

とも、旭市が未来に向けて発展していくよう努力を重ねてもらいまして、市民生活を守り、安心・安全に住めるまちづくりをしていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 先ほど、補聴器等の関係で、補助金がないとお答えしましたが、社会福祉課のほうの身体障害者のほうの関係で、補聴器の補助がございました。すみません、訂正させていただきます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（ 1 1 番 飯嶋正利 登壇）

○ 1 1 番（飯嶋正利） おはようございます。

まず最初に、7月の市長選、米本市長、大変おめでとうございます。大勝のうちに市長選が終わり、その類いまれなる手腕、今度は旭市発展のために振るっていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

また、補欠選挙の4人の新人議員の皆さん、肩ひじを張らずに、この雰囲気、早めに慣れていただけるとありがたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

秋雨前線が急に雨をもたらしてまして、一気に秋めいてまいりました。農家のほうは、この収穫の秋真っ最中でございます。今年度に関しては、収穫、価格とも約前年の7割程度になるのではないかなというふうな話でございます。農業が持つ、水田が持つ、この保水力、環境等も含めて、今後、米価のほうを決定されるよう農水とも協議いただきながら、米価のほうが決まるように願っております。

それでは、一般質問に入ります。

1点目、市長の政治姿勢についてということで、（1）今回の市長選でチーム旭でまちづくりということを公約に、市長、やっまいりました。このチーム旭、具体的なものをお知らせいただければありがたいなというふうに考えております。

（2）今後、今後の事業等を公募の事業として予定することはあるのかというふうにお聞

きしたいと思います。

大きな2番としまして、生活道路について、この話題も市長選の一つの話題になっており
ました。

(1) 1市3町の市道の舗装率、また、市道の認定条件についてお知らせいただきたいと
思います。

(2) 私の認識では、4メートル以下の道路は修繕はするが改良はしないという認識で今
までおるんですが、その認識でよろしいのでしょうか。ご教示いただきたいなというふう
に考えております。

(3) 例外があるとすれば、どのような場合かというふうにお聞きしたいと思います。

大きな3番、新型コロナワクチンについて、64歳以下の予防接種の予約状況についてお聞
かせいただきたいと思います。

(2) 15歳以下の接種についてお聞かせいただきたいと思います。

大きな4番、都市計画税について、都市計画税についての市長の認識をお伺いいたします。

2番、都市計画税納税者の中でサービスを受けられない地域の住民に対してどのように考
えるのか、これも市長のほうにお聞きしたいなというふうに考えております。

3番目、受益者負担では基本的にはないのかなと、この受益者、大きく分けてどこまでが
受益者と言えるのかお聞きしたいなと思います。

4番目、今回、この都市計画税、市長選の話題にもなっておりました。私の認識では、課
税地域以外の方からも不公平であるという意見がありました。これについてお聞かせいた
だきたいなというふうに思います。

再質問は質問席で行います。簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1の（1）、（2）、4の（1）、（2）にお答えいたし
ます。

初めに、1、市長の政治姿勢について、（1）チーム旭でまちづくりとはにお答えいたし
ます。

チーム旭でまちづくりについては、私のトップダウンでまちづくりを進めるのではなく、
市民の皆様をはじめ、市議会や行政委員会、審議会などと連携し、市が一丸となって進める

まちづくりをイメージしております。このため、実際に一つの政策グループなどを形成するわけではなく、幅広い分野から意見を取り入れ、市政に反映したいと考えております。

今後の方針としては、市長との対話集会の開催や企業と連携した課題解決、市民からの相談機能の強化などを実施することにより、市内から様々な意見を取り入れ、まちづくりに反映できればと考えております。

いずれにしても、まだ着手間もない政策方針のため、未確定な部分もあります。今後も検討を重ね、精度を高めていきたいと考えておりますので、よりよいまちづくりを推進するため、改めて皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、（２）今後の事業等を公募する予定はに回答いたします。

先ほど、チーム旭でまちづくりのイメージは伝えさせていただきましたが、あくまでも今後、市民との対話や関連団体との協議などを通じて、様々な意見を取り入れてまちづくりに反映させたいという構想なので、市が実施する事業について、現段階では公募するということは想定しておりません。

また、対話や協議を重ねる中で、市民が強く望む事業、市や市民にとって必要とされる有益な事業などについては、事業化を検討していくようなケースが出てくる可能性もあるかと思えます。

繰り返しになりますが、まだ着手間もない政策方針のため、今後も検討を重ねていく必要があると考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、４、都市計画税について、（１）都市計画税についての市長の認識についてお答えいたします。

都市計画税は、市が行う都市計画事業、施設の整備等に要する費用に充てるための目的税であります。旧旭市において、昭和30年10月に都市計画決定し、昭和31年度から課税を開始しており、地方税法及び旭市都市計画税条例の規定に基づき、都市計画区域（旭地域）のうち、農用地区域を除いた区域に所在する土地及び家屋に対して課税しております。

現在、都市計画事業で実施中の事業はございませんが、過去に整備した施設の償還金等に充当している貴重な財源であります。なお、最終の償還完了予定は、令和27年度となっております。

これまで、都市計画事業や都市計画での土地利用規制等により、計画的なまちづくりにより、利便性の向上と地域の発展に寄与してまいりました。

現在、都市計画区域の見直しを進めており、併せて都市計画税の見直しについても進めて

いきたいと考えております。

続いて、（２）都市計画税納税者の中でサービスを受けられてない地域の住民に対してどのように考えるかについてお答えいたします。

税については、法律等に基づいて課税をしています。下水道事業についても、都市計画法に基づいて行われる適正な事業であると考えています。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、建設課からは、大きな２番、生活道路について、（１）から（３）までを続けて回答させていただきます。

初めに、（１）の市道の舗装率及び認定条件についてということで回答させていただきます。

市道の舗装率につきましては、市道全体で70.83%でございます。内訳は１級市道が99.32%、２級市道が99.38%、その他市道が63.37%となっております。

各地域ごとの舗装率につきましては、１級・２級市道につきましては、各地域をまたがる路線がございますので、地域ごとの舗装率としてはお示しできませんが、先ほど申し上げましたとおり、99%を超えております。その他市道につきましては、全体の舗装率が63.37%で、地域別では、旭地域が75.39%、海上地域が44.26%、飯岡地域が67.29%、干潟地域が54.61%となっております。

続きまして、市道の認定の条件、要件でございますが、主なものについて申し上げます。

初めに、起点と終点が、市道、県道または国道のいずれかに連絡する道路であること、もう一つが、幅員は、原則として４メートル以上であること、三つ目として、側溝が敷設、設置できる状態にあること、などが主な要件であります。

続きまして、（２）の質問でございます。４メートル以下の道路は修繕はするが改良はしない認識でよいのかというご質問でございます。

初めに、修繕につきましては、４メートル未満のままで実施しております。

修繕内容といたしましては、未舗装市道の場合は、碎石の敷きならし及び整地、舗装市道の場合は、既存舗装の打ち替え、これは舗装のやり直しでございます、及び合材での補修などを行っております。

続きまして、道路改良につきましては、内容といたしましては、路面の舗装に加えまして、必要な道路幅員の確保、排水側溝の整備などが主な目的でございます。

このため、4メートル未満の幅員のままでの道路改良は、基本的には実施しておりませんが、4メートル未満の市道につきましても、道路幅員の拡幅を前提といたしまして道路改良は従前より実施しておるところでございます。

続きまして、3番目の質問でございまして、例外があるならどのような場合かという質問でございまして。

道路幅員が4メートル未満の市道の道路改良につきまして、例外として実施しているということではございませんで、道路幅員が4メートル未満、4メートル以上であるかにかかわらず、4メートル以上への拡幅を前提とした改良工事については、あくまで地区からの要望や交通量、危険度、緊急性などを総合的に検討いたしまして、道路改良の計画路線として整備を進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、3、新型コロナワクチンについての64歳以下の接種予約状況についてお答えします。

16歳から64歳の方につきましては、7月1日に対象者3万5,736人に接種券を送付し、申込みを受け付けております。

9月2日現在の申込み数は2万3,374人で、65.4%となっております。内訳といたしましては、基礎疾患を有する方が3,676人、60歳以上65歳未満の方が3,342人、16歳以上60歳未満の方が1万6,356人です。

続きまして、（2）の15歳以下の接種についてです。

15歳以下の接種につきましては、8月13日に1,897人に接種券を発送いたしました。ファイザー社製のワクチンは、12歳以上の方が対象ですので、これから12歳になる方には随時接種券を発送していく予定です。

9月2日現在の申込み数は、1,194人で62.9%となっております。

接種体制につきましては、旭中央病院内特設会場での集団接種を中心に考えております。個別接種につきましては、現在、各医療機関と調整中でございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから、大きな4番、（3）と（4）についてお答えさせていただきます。

大きな4の(3)でございますが、なぜ受益者負担ではないのか、こちら、都市計画税について受益者負担はどこまでかというご質問でございました。

都市計画税は、地方税法及び旭市都市計画税条例に基づきまして、農振農用地を除く都市計画区域全域に課税されておるものでございます。

現在、都市計画税は、過去に整備した施設でございますが、下水道、道路、公園等がございます。それら施設の償還金等に充当してございます。そのようなことから、都市計画区域全体を税の受益者、全体にいるものを税の受益者とするものでございます。

続きまして、大きな4の(4)課税区域外の方からも不公平感があるかということでございます。こちらにつきましては、課税に見合う事業を実施しておらず、課税区域からも不公平ではないかという意見があるとのことだと思われま。

事業につきましては、都市計画法に基づきまして、手続きを経て計画・実施しているものでございます。課税につきましても、地方税法及び都市計画税条例に基づきまして課税をしておりますので、いずれも適正なものであると考えております。

以上です。

○議長(木内欽市) 都市整備課長。

○都市整備課長(栗田 茂) 私のほうからは、ただいま都市計画の見直しに関する答弁がございましたので、市内全域を都市計画区域にするための見直しにかかる期間について、回答させていただきます。

この件につきましては、以前も答弁させていただきましたが、現在準備を進めておりまして、区域拡大の方向性が定まった時点から4年から5年程度の期間が必要であると考えております。

具体的には、都市計画区域変更の原案作成や建築確認の際必要となる道路・家屋等に関する調査、また都市計画区域の拡大につきましては県の決定案件となるため、国や県の関係部局との協議等、一般的に見込まれる事務手続きで3年から4年を見込んでおり、また新たな都市施設や用途地域の検討等も含めた場合、さらに1年から2年程度を要するものと想定しております。

なお、今年度は、都市計画見直し業務に係る費用の試算及び予算要求、庁内関係部局との協議を行うとともに、都市計画区域見直しの決定権者である千葉県への事前相談を進めております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 1番、政治姿勢についてということで、これについては、市長のほうから丁寧な答弁がございました。幅広い分野から、いろいろな人材、集めていただいて、その中で市政の方向を決めていっていただければいいのかなというふうに私は考えます。
よろしく願いいたします。

（2）番、今後の事業の公募ということが予定にあるのかということでございますが、この事業をするに当たって、市の方で、その優先順位というか、どのやつをどういうふうに順番で持っていくのか、それについてどのような内部での決定があるのか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、私のほうから回答させていただきます。

事業を展開するに当たって優先順位はというお尋ねでございます。

これは、まさしく市長が先ほど答弁しておりますが、まず何もかもなく、市民の声、そういったものを一番大事に優先すべきだと思ひまして、そこら辺は、組織内には庁議という組織がございまして、そこら辺で十分いろいろな方面から、いろいろなメリット・デメリットありますので、十分精査した上で決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 副市長から、今、そのようなお話がありましたが、なかなか分かりづらい話でありまして、それでは答弁のいろいろなお話に対してポイント制があるだとか、ポイント高い順番にやっていくとか、そういった目に見える決定の方法はあるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

優先順位のポイント制はあるのかといったようなことでございますが、市政運営、まさしく市民の生活に対応する全方位的なものでございます。教育も健康も建設も産業も全てある中で、じゃ、どういったポイントをつけるか、それはちょっと不可能だと思います。

いろいろな市民の声を聴く中で、いろいろなバランスの取れた政策を打っていく、優先していく、そのような考えでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 分かったような、分からないような答弁でしたが、幅広い声を聴くと、先ほど米本市長が、そのような話がございました。その中に、その変な考えがあったか、混じってはやっぱりその辺のところ、明瞭に行っていただきたいなというふうに考えます。

それは再質問は結構です。

じゃ、2番、生活道路についてということで、この舗装率70%という話でございました。

この市道については、地方交付税の算定の基準になると思うんですが、これが認定されないというのは、費用対効果ということもあると思うのですが、その辺についてお聞かせいただきたいなというふうに考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、舗装率、舗装していない部分ということでございます。

お答えいたします。

まず舗装は……

（発言する人あり）

○建設課長（浪川正彦） 認定ということでございますと、市道としては全て認定されておりますので、認定されたものが市道となっております。赤道につきましては、これは移管を受けて以降、延長等こちらの方で把握できているものではございませんので、これは加えて、率をとということになりますと、ちょっとご容赦いただきたいということになります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 先ほど言ったのは、地方交付税の算定の基準には全てのせたりはしないわけなんですね。にはなっているんですか、全て。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 市道として認定しておりますので、距離等算定の基礎となっているものでございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それでは（2）番、4メートル以下の道路は修繕ということなんですが、合併前に、この前もいろいろな地域ちょっと歩いたんですが、2メートルあるのかな、ないのかなという道路も舗装はしてある。そういうところは合併前に駆け込んで多分やったところもあると思うんですよね。そういったものは、今後も傷めば舗装はしてくれると、それ以外のものは基本的に4メートル以下、そこにやっていなかったところは舗装はしないよと、4メートル以下のところは基本的にしないよというのは、ちょっと矛盾しているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答えいたします。

まず、合併前に2メートル、3メートルの道路も舗装していたのではということですが、これは合併前の各市町におきましては、それぞれの状況におきまして4メートル未満の道路、確かに認定や舗装整備を行ってきておるものでございます。

これは、それぞれ時期が様々でございまして、当然、昭和の時代から、時代背景がございします中で必要性、社会情勢などから認定舗装がされてまいったものと認識しております。

それで、ご質問の、じゃ、これからは4メートル未満ではしないのかということですが、4メートル未満、舗装だけが全てではございませんで、道路改良という枠の中での解釈といたしましては、先ほども申しましたように、舗装に加えて、幅員の確保というものがございます。

幅員の確保をお願いする主な理由になりますけれども、やはり緊急自動車の通行や避難、こういったものに支障がないということを前提に舗装もしていくということで、道路改良ということで今現在やっているものでございます。また、細いまま舗装というご要望は当然議員のおっしゃるような部分ございますが、舗装しますと、舗装の表面上に、今度は雨が降っ

た場合に雨水が排出できなくなりますので、今までは舗装を未舗装ということで、ある程度のものは道路上で雨水がしみていたものが、全て表面から隣接地等へ流れ込むというような状況も出てまいりますので、建設課といたしましては、まず舗装する場合には、少なくとも道路排水のできる側溝をつけるということが、将来的なまちづくりとしては大前提かなというふうに現時点では考えておりますので、そういったことも含めると、側溝自体も最低でも50センチから52センチ程度は必要になってまいります。

そういったこと、もろもろ含みますと、やはり4メートルという都市計画区域内におきましては、また建築確認申請時に4メートル以上の道路への接道義務というのもございまして、これも先ほどと同様で、やはりお住まいになる方の安全という部分も多分にあると思いますので、まちづくりの観点からも、やはりぜひ拡幅をお願いした上で舗装させていただくというスタンスでいますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 今、課長の方から都市計画という話もちょうとありました。

これ、未舗装の4メートル以下の道路の場合、3町に先ほど広げていくというと、これ、家建たないわけですよ、そこではね。家が建たないところにも、再度舗装をやり直すということはないわけですよ。やっぱり基本的には、今、優先順位として4メートル確保してある道路が優先順位の上位になるわけですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、4メートル未満、住宅が建たないという部分につきましては、建築基準法等で、4メートル未満であっても建築基準法の定める42条ですかね、2項道路という指定を受ければ、自宅側だけセットバックすることで建てるができますので、全部が建たないということではございません。

ただ、整備の方向といたしましては、未舗装の部分、全部、市のほうで拡幅舗装できるものでもございませんので、どうしても優先順位といたしましては、住宅の立ち並びのあるところが優先的になってくるのかなという考えを持っております。

その中で、逆に、今、手元に資料はございませんが、4メートル以上で未舗装で住宅が立ち並んでいる市道認定されたものというのは、現実的にはあんまり存在しないと認識しております、建設課のほうで事業を実施している道路改良事業につきましては、ちょっと割合

は分かりませんが、先ほど例外というご質問ございましたが、相当数が4メートル未満の道路を拡幅しての道路改良というものを着手しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それであれば、都市計画税、課税されている地域は、例えば農道舗装、今、農道舗装というのはありませんが、そういったものも優先してやってくれるということがあっても私はいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答え申し上げます。

手元に確かな資料がなくて申し訳ございませんが、過去の例から申しますと、住宅が立ち並びが少ない場所でありまして、農業等で、もしくは通行量が多い部分につきましては、拡幅改良工事、実施していると記憶しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それでは、3番目の新型コロナワクチンについて再質問させていただきます。

先ほど、64歳以下の接種率ということでお聞きしましたが、この65歳以上はもう終わっていますし、64歳以下、たしか64.何%ということ言いましたか。

これは、例えば旭市の総人口に対して何パーセントぐらいなんですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 総人口に対しては、ちょっとはじいていないのであれなんですけれども、すみません。

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） この9月2日現在の申込み数、2万3,374人で、総人口、ちょっとすみません、4月1日現在の人口6万4,384人でありますと、約36.3%ということになります。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 65歳以上も含めてですか。ちょっとすみません、65歳以上の申込み人数がちょっと手元にございませんで。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それが分かれば、集団免疫、70%くらいで集団免疫が得られるというふうなことだと思うんですが、それには、旭市としてあとどのくらいの数がということでお聞きしようと思ったんですが、お答えできますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 手元の集計でよろしいですか。ちょっと古いんですけども、8月30日現在でちょっとよろしいですか。1回目の接種でいきますと、1回目の接種が3万3,971人います。すみません、これもちょっとあれなんですけれども、今、予約票を出している人が1万1,510人います。まだ予約票を未発送の分が4,140人いますと、合計しますと1回目の接種を希望している人と接種終わった人を合わせますと、4万9,621人おります。それを全人口、4月1日現在の全人口で割り返しますと、予想接種率ですか、77%ぐらいまでいくと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 分かりました。ありがとうございます。77%ということで、旭市の場合、ある程度の集団免疫が得られる数字にはなってくるのかなというふうに考えています。

私ごとにはなりますが、私、日の出保育所の後援会長をやらせていただいております。

昨日、保育園のほうに定期的に回っていたんですが、私の中では、小学校の先生、保母さん、ほとんど接種が終わっているという認識ではいたんですが、実は日の出保育所の中にも、銚子から来ている保母さんが一人まだ接種が終わっていないということでした。大事な子ど

もたちを見てくれている学校の先生や保母さんです。

その辺がまだ終わっていないというところがまだあるのでしょうか。お答えいただきたい
と思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 確かに市外に住んでいて、市内の保育所また幼稚園、小・中
学校に勤務している保育士、教諭につきましては、ワクチンの在庫量の関係がありまして、
現在まだ接種が進んでない状況なんですけれども、現在、前向きに調整検討しておりますの
で、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 大事な子どもたちを見てくれる、その大きな数ではないと思うんです
よね。その辺のところ調整していただければありがたいなというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

（2）番、15歳以下の接種について。この接種については、学校での集団ではないという
ことを聞いたんですが、その理由も含めてよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ワクチンの接種に関しては、希望制となっておりますので、
学校単位で接種すると、接種している、していないが分かかってしまいますので、そこら辺を
考慮しまして、集団の中に取り入れてやっていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） その辺まで配慮をしてくれるということは、非常にありがたいなとい
うふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それと、予防接種といえば、小学校、小学校6年生、12歳になる子どもは小学校6年生で
すよね。あと中学校ということで。これ普通の予防接種、これ、同伴はなかなか認めていな
いんですが、これは同伴で接種するつもりですか。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 保護者同伴で接種をお願いしているところでございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 分かりました。子どもたちですので、その辺のところ安全ということで、よろしく願いしたいなというふうに思います。

4番目、都市計画税について、（1）都市計画税について、市長の認識ということで、まだ負債があるという認識でございました。たしか最終は27年ですよ。あと60億円借金があるんですね。合併してからちょうど100億円です。旭市民が、旧旭市民が、多く払った税金が100億円です。この目的税、その間、例えばこの都市計画決定、ほかの地域されなくてですね、旭市だけで完結してしまったというふうになった場合、その先に都市計画決定がされて事業があったと、合併してあったということになった場合、その税についても、旧旭市から集めるんですか。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほどもお答えしましたとおり、都市計画税は、目的税であり、過去に整備した施設の償還金等に充当している財源として適正に使用されております。

現在、都市計画区域の見直しを進めており、併せて都市計画税の見直しを進めていきたいと考えております。そのため、新しい都市計画が決定するまでは、現状を維持していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） この問題ね、なかなか難しい、一長一短にはいかないなというように考えております。例えば（2）に、順番だからな、このサービスが受けられない、2番です、サービスが受けられない地域ですね、例えば旭市でいえば、これ、下水道受益者というのは、今、2,000件くらいしかないですよ。正規に、下水道がつながっている家は。そのために、旭市全域、かかっているわけです。全くその恩恵を受けられないというところに対しても、こういうふうなことになるのかなと。

先日、視察した会合で、三町の人とお話する機会がありました。三町にも都市計画を引くのであれば、その地域にも下水道を引いてくれよと、それが条件だよという話がございました。

その辺の意見、いろいろな意見があると思うんですよ。それについて、集約した意見が本当にできるのかなというふうに考えていますが、市長はいかがですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 上下水道課でございます。

私からは、下水道サービス、旧三町のサービス受入れにつきましてお答えさせていただきます。

旭市の汚水処理計画につきましては、汚水処理施設整備の基本方針となります旭市汚水適正処理構想によりまして、地域の事情に応じた効率的かつ適正な方法となるよう、住居の張りつき等により検討区域を設定し、下水道や農業集落排水の集合処理が有利となるか、浄化槽などの個別処理が有利となるかの検討を行い、集合処理区域または個別処理区域の区分を行っております。

これによりまして、都市計画区域内であっても、個別処理方式のほうが経済的に有利であると判定された個別処理区域は、下水道区域外となってしまうため、公共下水道の事業区域としての整備をすることはできませんので、その点ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） ご理解いただきたいのと、私が理解してもしょうがないわけであって、市民がどういうふうに理解するかなんだよね。その辺のところは考えていつていただきたいなというふうに思います。

例えば、3番ですね、受益者負担ではないのかと、大きな都市計画の事業とすれば、火葬場やごみ焼却場、これなんかも大きな面で都市計画事業です。全市、その受益は得ているんですから、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、都市計画税、先ほど来回答ありましたが、この充当事業は、下水道のほか、現在も街路、公園等に充当しているところでございます。

そして、下水道の受益者、2,000人ほどしかいないと飯嶋議員ご承知でございますが、例えば、旧旭市4万人の中で、下水道の直接的な受益地域は口の地域とイの一部ですかね、そこら辺の中で旧旭市4万人が都市計画税として負担してきたわけでございます。直接その地域にあるからということではなくて、例えば街路であっても公園であっても、その区域全体が受益者であるという認識に立っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 副市長にそういうふうと言われて、この問題は本当に難しいです。

税は税務課、法は都市整備課、いろいろな分野にまたがっていて、多分これをしっかり理解している議員もほとんどいないのかなというふうに考えております。

今後、例えば、期間を切って市内にこの問題、都市計画自体、都市計画税を含めて協議をしていただければ、設けていただけないでしょうか。

私は、個人的にもうこの議会の12月で今、取りあえず改選になるので、議員の中でもそういった形でそれに対して、議員連盟ではありませんが、話し合う機関が必要ではないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 繰り返しになりますが、先ほどもお答えしたとおり都市計画税は目的税であり、過去に整備した街路、公園等の償還金に充当している財源として適正に使用されております。

現在、都市計画区域の見直しを進めており、併せて都市計画税の見直しを進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 今までどおりだということでしょうか。それとも、それに対して話し合う場を、協議の場を設けるということはありませんか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 43 分

○議長（木内欽市） 会議を再開します。

市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど担当課から答弁しましたとおり、都市計画、都市計画税の見直しにつきましては、区域拡大の方向性が定まった時点から4年から5年程度の期間が必要であります。この期間のうちには見直しをしたいと考えておりますし、見直しというのは必ずしも変えるということではなくて、このまま続けるということも含めてどういった方向が一番いいのかということを協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 島 田 和 雄

○議長（木内欽市） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（14番 島田和雄 登壇）

○14番（島田和雄） 議席番号14番、島田和雄です。一般質問を3項目10点いたします。

その前に、7月18日の選挙で当選されました米本市長、それから4名の議員の皆さん方、当選おめでとうございます。

皆様が市民の皆さんから市政の運営を託されました。それに応えて活躍されることをご期待申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1項目めは、生涯活躍のまちについて伺います。

この事業は、旭市で人口減少、少子高齢化が進行していることから雇用の創出を図ることによって若年層の流出抑制と逆に流入促進を目指す、並びに高齢化の進行に伴う要支援・要介護認定者の増加があることから、介護施設不足への対応が大きな課題となっています。

あわせて、東日本大震災の被災地として災害地の安心・安全の確保も重要課題となってい

る。これらの課題克服を目標としてこの事業が始まりました。

それでは、生涯活躍のまちについて5点お伺いいたします。

1点目は、事業の進捗状況についてお伺いします。

来年4月にオープンという予定になっておりますけれども、予定されている事業全てが開業できる見通しかどうか伺います。

2点目に、この事業での雇用の創出について、全体で何名くらいの雇用の創出が見込めるのか、また、雇用の募集はいつ頃からどのように行われるのか伺います。

3点目は、介護、医療施設についてお伺いします。

介護、医療施設はどのようなものができるのか、それぞれの内容についてお答えください。

4点目は、防災拠点について伺います。

生涯活躍のまちは防災拠点ということですが、実際の災害でどのような活動を想定されているのかをお伺いします。

5点目は、官民連携について伺います。

旭市の生涯活躍のまち事業は、官民連携事業ということで、旭市とイオン、大和ハウスの日本を代表する大手企業、また地元の阿部建設、楽天堂との連携の事業となっています。

ここに民間事業者の資金と経営能力等を活用することによって、市民に質の高いサービスを提供するとともに、旭市のさらなる活性化を目指すものと思います。

地方創生事業において全国的にも初めてという官民連携の大事業に取り組まれるわけですが、明智市長から引き継がれた米本市長のこの事業についての考えをお伺いします。

2項目めは、新型コロナ対策について伺います。

1点目は、感染防止対策について伺います。

感染防止対策として、一つにはワクチン接種、二つ目には人流を抑える、三つ目には医療体制の構築が言われています。

これらについてお伺いしますが、まず、ワクチン接種については旭市の接種状況をお伺いします。

65歳以上の接種は7月中に終了していますが、この接種率は何%か、また、現在進行中の65歳以下について接種率は何%かお伺いします。

二つ目の人流を抑える対策として市はどのような対策をしているのか、また、2学期が始まり子どもたちの感染も心配です。学校での対策はどのようにされているのか伺います。

3点目の医療体制の構築について市民が心配しているのは、万が一、コロナに感染した場

合、こういった対応が取られるのかということだと思います。コロナ患者は病院に入院する、ホテルなどの宿泊療養施設に入る、自宅療養のいずれかと思いますが、現在、旭市民の状況はどうなっているのか伺います。

2点目は、経済対策について伺います。

米本市長は、コロナ対策として、コロナ禍の市民、事業者を強力に支援すると発言されていました。市長に当選され、どのような支援がされるのか伺います。

3点目は、避難所のコロナ対策について伺います。

台風シーズンを迎え、避難所が設置されることがあると思います。そこで、多くの市民が集まることが考えられる避難所のコロナ対策はどうなっているか伺います。

4点目は、小学校、中学校、保育所、幼稚園の水道の蛇口の自動化について伺います。

昨年からコロナ対策でこれらの施設の水道の自動化が進められていると思いますが、進捗状況をお伺いします。

3項目めは、道路環境保全事業について伺います。

この事業の概要についての説明と事業開始以降の予算と実施件数をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1、生涯活躍のまち、（5）官民連携について市長はどのように考えているかにお答えいたします。

本事業については、旭市の将来を左右する重要な事業であると認識しています。

明智前市長が傾注してきたこの官民連携によるまちづくりを引き継ぎ、将来の旭市のために、市と事業者、さらには地域住民が一体となって積極的なまちづくりを展開し、市の魅力

を高め、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけていきたいと考えています。

前市長指示の下、開発準備段階から全庁一丸となって市の責務を果たしてきたことで、イオンタウン株式会社を中心とした事業グループからの強い信頼が得られたことが、これまで官民連携が円滑に進んでいる理由の一つと考えます。

このような良好な協力関係から生まれたのが、本市の中心的な施設となることが期待される「おひさまテラス」です。おひさまテラスの運営に民間事業者のノウハウ・アイデアを生かすことで、これまでの行政による取組では考えられなかったような多彩な展開が実現できるのではないかと期待しています。

また、市と事業者が良好な関係の下、熱意を持ってまちづくりに取り組んでいることが内閣府から評価され、ノボノルディスクファーマ株式会社が既に世界37都市で展開している、都市に蔓延する糖尿病の克服プロジェクトを日本国内でも実施するに当たり、世界で38番目のパートナー都市として旭市が選ばれることにつながったと聞いております。

ノボ社はデンマークに本社を置き、インスリンの世界シェア第一位を誇る世界有数のヘルスケア企業です。

令和3年6月に旭市と千葉大学附属病院、ノボ社が、糖尿病対策に関する包括連携協定を締結し、ノボ社による支援を受けながら、今後5年間かけて糖尿病患者の発症抑制と重症化予防や健康をテーマにしたまちづくり等を連携して実施していく予定となっております。

令和4年春のまち開きを前に、多方面からの注目を集め、広がりが生まれてくる官民連携による新しいまちづくりですが、施設をつくって終わりではなく、その後の取組が大変重要となります。

官民連携によるまちづくりの好事例として全国に発信できるよう、市として全力で取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、1番の生涯活躍のまちについて、

（1）から（4）までお答えしたいと思います。

まず、（1）の事業の進捗状況についてということで、事業の全てが来年春に始まるのかというご質問でございました。

来年春にオープンいたしますのは、イオンタウンが手がけますいわゆる商業施設の部分、2階におひさまテラスが載る商業施設、それと別棟で健康増進施設というものが建つんですけども、これが来年の春にオープンする予定でございます。

少し遅れまして、楽天堂が手がけます老人ホーム及び大和ハウスが手がけます移住者向け住宅については、商業施設の開業後、事業者において段階的な整備を進めていく事業計画となっております。令和5年度以降の開業を目指しておるところでございます。

(2)として、この事業での雇用の創出についてのご質問でございます。

事業者による雇用数としては、イオンタウン株式会社でパート・バイトなど250から300名、介護施設を担う株式会社楽天堂では、約90名の雇用が見込めるということで伺っております。

この雇用の募集の時期ということでございました。求人数の大小によって異なりますけれども、一般的には開設日の二、三か月前くらいからの募集が多いと伺っております。

なお、株式会社楽天堂では、広域的な求人活動を行っておりまして、市外から旭市に移住した上で就労を希望する方が8月末現在で15名前後いると聞いております。今後も増える見込みであるとのことでございます。

それと、介護、医療施設について、どういったものができるのかというお話でございました。

まず、介護施設ですけれども、来年春にオープンします商業施設の1階に利用定員35名のデイ・サービス、それから計画地の南側に広域型の特別養護老人ホーム、こちらの定員は80名となります、これらが整備される予定です。

医療施設等に関しましては、こちらは先ほど申し上げた健康増進施設内に入ってくる予定です。健康増進施設には、診療所のほかフィットネスや飲食店が入る予定となっております。

テナントの誘致はイオンタウン株式会社が行っておりますが、本契約前のため、事業者名はまだ今のところ公表はできないと伺っております。

医院の誘致につきましては、こちらは昨今の医師不足及びコロナ禍の影響を受け、交渉が長引いていると聞いております。それ以外の歯科医院、フィットネス、飲食店はめどが立っていると聞いております。

市としても、旭中央病院と連携しながら、医院の誘致に協力していきたいと考えておるところです。

それと、4点目、防災拠点についてでございます。

災害発生時には、施設内や駐車場などを地域住民や帰宅困難者などの緊急避難場所として開放していただくことや、市からの要請に基づいて、不足が生じた食料品を中心とする物資の供給を想定しております。

現在、ショッピングセンターのサンモール内にありますイオン旭店とは、平成18年に災害

時の物資供給等に関する協定書を締結しておりまして、イオンタウン旭店とも同様の協定を締結することになるかと考えております。

また、これとは別に、千葉県とイオン株式会社において、万が一災害が起きたとき、ショッピングセンターが地域の防災拠点となるよう、平成24年より包括連携協定を締結していることもございます。

令和4年春のオープンに間に合うよう、イオンタウン株式会社との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは、2、新型コロナ対策について、（1）の感染防止対策についてのワクチンの接種率と感染者の療養の内訳についてお答えいたします。

ワクチンの接種状況ですが、65歳以上のワクチンの接種は、7月末には接種希望者のワクチンの接種をおおむね終了しております。9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万8,902人で、65歳以上の対人口比で90.1%、2回目の接種を完了した方は1万8,564人で、対人口比88.5%であります。

64歳以下のワクチンの接種状況ですが、同じく9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万5,776人で、2回目の接種を完了した方は9,534人で、12歳以上64歳以下の人口に対しての接種率は、1回目が41.1%であり、2回目は24.8%であります。

続きまして、感染者の療養内訳につきましては、9月2日現在、感染者数は443人、入院中2人、自宅療養29人、ホテル療養5人、入院・ホテル療養等調整中40人、退院などが367人となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、行政改革推進課からは、人流の抑制に関して市としての対策ということで、各公共施設等のコロナ対策の状況についてお答え申し上げます。

庁舎をはじめとする市内の各公共施設につきましては、先の緊急事態宣言発令直後より利用休止や利用制限を行っておりますが、今回の12日までの期限延長に伴い、それぞれの施設

所管課において、再度、施設等の対応を検討いたしました。主な施設の対応状況について申し上げます。

まず、庁舎につきましては、1階ロビーのピアノの利用、歴史を学ぶ広場への入場、展望階への入場について、制限期間中利用休止としております。

道の駅「季楽里あさひ」につきましては、先の緊急事態宣言後より、既に閉店時間を午後6時から午後5時へ繰り上げております。

市内公立保育所及び子育て支援センターハニカムにつきましては、感染対策を講じた上で開設をしております。

社会教育施設及び社会体育施設につきましては、感染対策を講じた上で利用人数を制限するなどしていましたが、加えて新たな施設予約は宣言期間中行わないことといたしました。

あさひ健康福祉センター及び飯岡福祉センターにつきましては、感染症対策を講じた上で開設していましたが、やはり入浴施設や広場の利用も含め、宣言期間中利用休止といたしました。

あさひパークゴルフ場につきましては、市外利用者の受付中止や団体利用人数の制限を行いながら開設をしていましたが、加えて新規団体予約及び月ぎめ会員以外の利用受付を休止といたしました。

このほかの施設につきましても、宣言期間中利用休止や感染対策を講じた上での開設といった対応をしております。この対策につきましては、基本的に今月12日までの対応ではございますが、非常事態宣言の延長や今後の感染者数の動向によりまして、各施設の利用については、さらなる利用制限といった対応についても視野に入れてまいりたいと考えております。

行政改革推進課からは以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな2番の（1）（2）（4）についてご回答をいたします。

まずは、（1）感染防止対策について、学校の感染防止対策はについてお答えいたします。

市内小・中学校の感染防止対策として、まず、登校前、発熱や風邪症状等が見られる場合は無理に登校しないように、保護者にも周知しております。また、健康観察カードを毎朝回収し、児童・生徒の健康状態を毎日把握しております。

登校後の教育活動では、3密の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底しております。

また、給食中は、対面での食事を避け、黙食としております。

さらに、校内に配備された検温器、自動水栓、手指消毒液などの利用に加え、アルコールによる共用物の消毒活動を行うなど、感染防止に努めております。

このほか、緊急事態宣言の延長を受け、市内全中学校での部活動を9月12日まで中止としました。

今後も、児童・生徒の教育活動の機会を確保するとともに、感染防止に努めてまいりたいと思います。

続きまして、（２）経済対策についてお答えいたします。

経済対策の一つとして、昨年度実施しました事業と同様に、市内小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を10月から来年3月までの6か月間免除するとともに、市外の小・中学校及び特別支援学校へ通学する児童・生徒の保護者に対し、学校給食費相当分の6か月を上限に、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金を支給するものでございます。

学校給食費の免除については、1人当たり小学生が2万5,140円、中学生が2万8,320円の免除額となっております。

当初予算ベースの対象児童・生徒数は、小学生が3,039人、中学生が1,580人、合計4,619人となっております。

市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金については、学校給食費の免除額と同額を上限に給付金を支給するもので、対象児童・生徒数は、小学生が64人、中学生が54人、合計118人となっております。

続きまして、（４）小・中学校、保育所、幼稚園の水道蛇口の自動化について、小・中学校の設置進捗状況についてご回答いたします。

市内小・中学校における水道蛇口の自動化につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、児童・生徒数に応じ、小学校15校では196か所、中学校5校で92か所に、令和2年度からの繰越し事業として6月末に自動水栓交換工事が完了したところでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私からは大きな項目2の新型コロナ対策についてということで、まず（２）の経済対策について、どのような支援をするのかというご質問でございました。商工観光課が所管する事業についてお答えしたいと思います。

新たな市独自の支援策といたしまして、中小企業者等を対象とした旭市中小企業等経営支

援給付金給付事業を実施し、事業の継続を支援してまいります。

本事業は、市内で事業を営む中小企業者等のうち、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年同月と比較して20%以上減少した事業者に、一律10万円を給付するものでございます。

対象となる中小企業者等には、個人事業主のほか、昨年度実施した支援金給付事業では対象外でございました社会福祉法人、NPO法人、医療法人等も対象としております。ただし、千葉県感染拡大防止対策協力金の対象となったことがある事業者は給付対象外となります。

要件でございます売上げ減少率を20%以上にすることで、県や国の支援に届かない事業者へも広く支援が行き渡るようにいたしました。

また、市では、昨年度も本年3月まで事業者への支援金給付事業を実施しており、今回の事業の対象期間を4月からとすることで、切れ目のない支援ができるものと考えております。

対象者数につきましては、昨年度まで実施した支援事業では、飲食店を除く給付実績が約1,200件でありまして、本事業で減収率20%以上とした新たな対象者の増加を300件と見込み、合わせまして1,500件といたしております。

事業申請の受付期間につきましては、10月1日から12月28日までといたしまして、原則郵送でお願いをするものでございます。

なお、予算につきましては、今定例会にて補正予算で提案してございますが、経費を含めまして1億5,101万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私からは、農水産業者に対します支援についてお答えさせていただきます。

農水産業を営む皆様に対しましても、昨年に引き続き事業を継続するための支援としまして、旭市農水産業経営支援給付金給付事業を実施してまいります。

支援の内容は、先ほど商工観光課のほうから説明があったものと同じものになりますが、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが、前年または前々年同月と比較して20%以上減少した農水産業者に一律10万円を支給するものです。

今回、対象期間を4月からとすることで、昨年度の経営継続支援金から引き続き切れ目のない支援ができるようにいたしました。また、対象要件である売上げ減少率を昨年度の30%以上から20%以上に拡大することで、幅広く支援ができるものと考えております。

今回の給付金対象者は、昨年度30%以上の売上げ減少者を対象とした経営継続支援金の実績が369件でありましたので、今回は売上げ減少率を20%以上と要件を緩和したことなどから、昨年度の支援金給付実績の約2倍の800件を見込んでおります。

受付期間は、令和3年10月1日から12月28日まで予定しております。

申請方法につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則郵送による受付と考えております。

予算につきましては、8,026万1,000円としてございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、（3）の避難所のコロナ対策についてご回答申し上げます。

コロナ禍での避難所につきましては、台風や大雨などの風水害の場合、これまで4か所の開設をしていたところ、密を避けるため8か所に増やしまして開設を行うことといたしました。

避難時は、マスクの着用と手指の消毒の呼びかけと検温を実施します。そこで健康状態に異常がなければ、避難スペースで過ごしていただくような形を考えております。

なお、間仕切りやテント等で世帯ごとの距離を十分確保し、密を避ける取組を行う予定でございます。

発熱やせき、倦怠感などがある方につきましては、別の部屋に用意する専用スペースのほうで過ごしていただくようなことを考えており、保健師との連携を図りまして対応を予定しております。

そのほか、対応する職員につきましては、マスクと手袋、フェースガードなど着用を徹底し、室内の換気、ドアノブや手すりの消毒など、衛生管理に努めることとしております。

これら避難所でのコロナ対策につきましては、市民の皆様のご理解と協力も必要となりますので、広報や市ホームページ等で周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは、（4）小・中学校、保育所、幼稚園の水道蛇口の自動化についてお答えいたします。

市内の保育所及び認定こども園の蛇口の自動化の状況につきましては、まず公立保育所13

施設については、屋内手洗い場が自動水栓化されているのは1施設です。また、私立の保育園と認定こども園を合わせました8施設のうち、屋内手洗い場が自動水栓化されているのは1施設となっております。合計では、公立・私立の2施設、35か所が自動水栓化しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きな3番、道路環境保全事業について、（1）事業概要と過去の予算額、実績ということでお答えさせていただきます。

初めに、事業概要でございますが、道路環境保全事業補助金は、地域における安全な道路環境を保全するため、区、自治会が、道路上に張り出した木などの所有者に同意を得た上で、区等により伐採等をする場合の経費に対しまして補助させていただくものでございます。

過去の実績でございますが、制度のスタートが令和元年度でございますので、元年度からお答えさせていただきます。

令和元年度が、予算額50万円に対しまして、実績件数が3件で、補助金交付実績額は12万5,000円でございます。

令和2年度が、予算額50万円に対しまして、実績件数が2件で、補助金交付実績額は7万円でございます。

令和3年度、今年度でございますが、予算35万円に対しまして、現在実績件数が1件でございます。補助金交付実績額は5万円となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、生涯活躍のまちの事業の進捗状況であります。来春開業といったような中で、商業部分と健康増進施設ですか、その辺だけが開業で、住宅とか介護施設とかはまだ先だというようなお話でした。これらについては、令和5年以降だと、開業が。そういうことでありますけれども、それで問題ないのか。遅れた理由などについて分かればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

決して遅れているということではございません。当初からスケジューリング的には、商業施設が先行オープン、その後に各種許認可等を取りながら介護施設、それから居住施設、そういうものを順次そろえていくということで、来年の春には商業部分等のオープンに際しまして、まち開きというふうに言ってきたものでございます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 当初の予定どおりだということでありますけれども、この生涯活躍のまちにつきましては、全てがオープンすると、開業するということで当初の目的達成といえますか、それに向かってスタートが切れるということだろうと思いますので、予定どおりということでありますけれども、きちんと開業できるように、当初の計画どおり開業できるようによろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目の雇用の創出についてでありますけれども、この雇用につきましては、結構な人数、イオンで250人から300人ぐらい、また楽天堂が90人ぐらいというような答弁でありました。こういった雇用について、今いろいろとコロナ禍でもありますし、仕事を失っている方も多いと思いますので、市民も期待している部分が多いと思います。

一方で、この事業は、移住者を増やすということで市税の増加、そのほかの旭市の経済効果の拡大というのを見込んでいると思います。そういった中で、移住者向けの雇用といったようなことは考えられているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

先ほど申し上げました、イオンタウン株式会社でパート・バイトなどで250から300名。これにつきましては、やはりパートが多くなると思いますので、移住者による雇用ということには直接は結びつかないかと考えております。

ただし、先ほど申し上げましたように、楽天堂さんのほうで広域的な求人活動を既に始めております。介護関係の学校とかに当たりまして、広域的な求人活動を行っております。この方々は、市外から旭市に移住した上で就労を希望しております。それが、先ほど申し上げましたように、現在15名前後、既にいるということで、これからも増えていくということでございます。

楽天堂さんのほうが、この介護施設を使いまして、今までにはないような夢のある介護とございますか、そういったものを展開したいというふうに言っておりますので、そこに魅力を

感じた就業希望者が、旭市にわざわざ移住してくるというように言ってくれているということで、非常に力強く考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 楽天堂で、そういった方々が旭市に来てくれる可能性があるというようなお話がありましたけれども、そのほかにおいても、できるだけ旭市に移住者を増やすと、できれば若い方々の移住を増やすというような取組を、ぜひこの生涯活躍のまちの中でやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、介護・医療につきましての答弁でありましたが、介護施設についてはデイ・サービスの施設で35名くらいの収容人数を考えていると、また、特養については80名ですか、ということは、80床の特養を考えているというような答弁でありました。

特養につきましては、以前お伺いした中では、こんなに多くなかったと、もうちょっと施設の人数が少なかったかなというふうに思っていますけれども、これだけ増えて、80名増えたといったことは、旭市だけの方が入所するということではないと思いますけれども、特養待機者は旭市にも、以前お伺いしましたら、結構な人数がいるということでもありますので、特養が新たに80床確保できたということはいいいことだと思います。早く開業していただければと思います。

一方、医療のほうですけれども、医療施設については、歯科医が1人といいますか1医療施設、進出するということが決まっているといったことでありますけれども、あとはどのくらい来てくれる可能性といいますか、何医療機関くらいが見込めるか、その辺は分かりますかね。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

市としましては、まちの成り立ちを考えると、医療機関、医療施設、医院のようなものは、これは多ければ多いほど、複合的な効果もございますし、いいと望んでいます。ただし、先ほど言いましたように、特にコロナ禍の関係によりまして医師不足も叫ばれている中、かなり医院については、今事業者のほうで誘致に努めているところです。なるべく多くの医院に進出してもらいたいとは、市としては考えております。

以上、そういうことです。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） この医療施設につきましては、当初のお話では、旭市に不足している医療、そういったものをできればここに誘致して、それで中央病院との連携を取りながら市民の医療に貢献したいというようなお話でありましたので、なるべくその目的に沿って、できれば新しいお医者さんを見つけていただきまして、ここに進出していただくよう努力をお願いしたいと思います。

次に、防災拠点について伺います。

この施設や駐車場を利用して、帰宅困難者が一時的に滞在するような場所として想定しているんだということでありましたけれども、同じような施設としまして道の駅があります。道の駅は、地震の際の指定緊急避難場所ということになっていますが、この生涯活躍のまちも同様の扱いということでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

確かに、おっしゃるように、道の駅は、緊急一時避難場所ということで防災計画上の指定がなされております。今度イオンタウンができましたら、こちらは同じような緊急避難場所としての防災計画上の位置づけは予定はしておりません。ただし、実際には、実質的には協定を結んだ中で、今の道の駅が指定されて行っているような業務と同じようなことをしていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 防災計画には特にこの場所は指定はしないというような答弁だったと思いますけれども、そういった中で、避難所として指定はしないということであれば、市民の皆様がここを利用するに当たりまして、まず指定避難場所といいますか、そういった避難する場所だという認識ですか、これをまず持っていただかなければ機能しないと思いますので、その辺の防災計画にのせないということは、恐らく防災施設の地図とかを市で出されていますけれども、ああいうのには載せるということですか。どうなんですか。それにも載せない。再質問、それをじゃあちょっと。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

市のほうでは、様々な方法、例えば広報とかホームページ、またSNS等において防災時の情報、防災時何かあったときにどういったことができるか、各施設でといったようなことを随時載せております。その中に、緊急の避難場所に指定はしなくても、こういった協定が結んであって、こういったふうに使っていただきますというようなことは載せていけるかなと思っています。

それと、市民の方々というお話でしたが、市民の方々にとってはそれぞれの指定避難場所がございます。在宅の場合ですね。主にこういった商業施設等につきましては、帰宅困難者の受入れというようなことを想定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 帰宅困難者ということだろうと思います。大災害が起きたとき、公共交通機関が動かなくなったようなとき、そういうときには、恐らく中央病院、周辺には中央病院とか大きな施設がありますので、多くの帰宅困難者が発生する可能性が考えられますので、そういった中であそこが一時的な避難場所になると、待機場所になるということだろうと思いますので、その辺の方々がよくそれを認識できるように、いろいろと周知をお願いしたいと思います。

それでは、次に、官民連携についてですが、市長の答弁をお伺いしました。官民連携の好事例を全国に発信するんだと、これに全力で取り組むというような答弁がございました。

そういうことで、ぜひ、旭市にとっても民間事業者にとっても、これまでにない取組といったような中で、よい結果に結びつけなければならないと考えていると思います。国も注目している事業だと思います。米本市長には、就任したばかりで大変でしょうが、ぜひこの事業を大成功に導いていただくようよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナの感染症対策ということで、感染防止対策についてお伺いします。

ワクチン接種と人流を抑えるということについては了解をいたしました。医療体制の構築についての答弁の中で、病院の入院が2名、ホテルが5名、自宅療養が29名、調整中が40名だというような答弁でありましたが、これらの方々に対して、公的な支援というものがあるのかどうか、あれば、どのような支援がされているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、お答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により入院した場合については、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、診療、薬剤等、病院で入院治療する費用につきましては千葉県が負担することになります。また、ホテル療養の費用、自宅療養での県の配食サービスについても、県が費用を負担いたします。

以上になります。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 入院されたりホテルに入っている人などに対して、手厚い公的支援があることは心強いと思います。ただ、その中で心配なのは、自宅療養者ですか。この対応だと思います。旭市民の自宅療養者に対しては、保健所が健康状態の観察とかそういうのを担当されているということで、旭市は関与していないということでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 感染者の入院調整から健康観察までは、現在海匠保健所のほうでやっております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 今、自宅療養についてお伺いしたんですけれども、この自宅療養に関しては、入院とかホテルとかに比べますと圧倒的に多いんですよね。今29名ということで。調整中の方が40名いるということも、これも恐らく自宅に滞在しているということだろうと思います。

こういった自宅療養については、医療が施されないとか様々な点で困難な状況がありまして、改善されなければならないと指摘がされているわけでありまして。旭市の自宅療養についても、恐らく同じような状況が考えられます。その対応については、今の答弁で保健所の担当だということで、市はあまり情報がないようです。そういうことで、この問題は市だけの解決は難しいと思います。

そういうことで、県や関係機関とよく連携しまして、自宅療養者が少しでも安心できる対応、対策、これをお願いしたいと思います。

次に、経済対策についてお伺いします。

経済対策については、米本市長が実施された事業ということで、よく説明をしていただきました。三つ事業がありましたが、約3億5,000万円ですか。こういった事業はなかなかの

金額だと思います。公約にのせたコロナ対策、素早く実行に移されるということで、市民の皆様にも評価してくれることじゃないかなというふうに感じております。

内容につきましては、以前実施された事業と同様ですけれども、これまでの支援条件より緩い条件になっているので、幅広い事業者が支援の対象となっていること。それから、以前の事業では対象外であった事業者も対象となっておりまして、より強力な支援になっていると思います。

また一方で、コロナ禍の終息は見通せません。事業者の困窮は持続されることが考えられますので、今後についても、それらを見極めまして、どのような対策が効果的か協議していただきますようよろしくお願いします。

次に、避難所のコロナ対策についてお伺いしました。答弁はよく分かりまして、さらにこの間の広報あさひにも、コロナ禍の避難を考えようということで説明がされておりました。この質問の答弁そのものということで、市民の皆さんもよく理解してくれたんじゃないかなと思います。

そういった中で、一昨年ですか大きな台風が相次いで来ました。あのときは台風15号、県内に強風によりまして大きな被害をもたらしたわけでありまして。その後、台風19号は、15号を上回る勢力で上陸するといったような予報が出たことから、旭市の避難所には1,244名と、多くの避難者があったわけでありまして。大勢の避難する方が一斉に避難所に押し寄せて大丈夫かと、その辺どうでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 昨年、一昨年の台風はかなりの被害が出まして、当然避難する方もかなり大勢おられて、1,244名の方が避難したということですが、市の計画によりまして、避難者が増えた場合でありまして、現在15か所まで増設することを想定しておりまして、収容数も通常よりスペースを確保した上でも、1人1区画の場合等を設定しても、約2,100名くらいまでが可能なような計画を持っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） よく計画されているということで、ひとつ安心しました。

もう一つ心配なのは、コロナに感染された自宅療養者、調整中の方、先ほど数が発表されましたが、ああいった方々が避難するという場合も考えられると思います。その辺の対応は

どのようにされるのか伺います。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

なお、答弁は時間がございません。要件のみお答えください。手短にお願いします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 自宅療養者の避難先の確保につきましては、原則千葉県が行うこととなっておりますが、県から市に要請があった場合は、市内に避難施設のほうを確保いたしまして、県と連携を図りながら対応していくことを想定している状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 分かりました。じゃ、よろしくお願いします、そういうことで。

4点目の小・中学校とかの水道の蛇口の自動化についてなんですが、小・中学校はだいたいもう終わっていると。保育所等については答弁がちょっとあれだったんですが、まだできてないんですよね。そういうことですよ。

保育園に設置されていない理由ですが、これまでコロナ対策でそういった設置がいろいろ予算もあったと思いますけれども、されなかった理由をお伺いします。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。手短にお願いします。

○子育て支援課長（多田英子） 議員おっしゃるとおり、保育所等の水道蛇口の自動化については現在実施をしておりません。今後は、屋内手洗い場の自動水栓化につきまして、現在の乳幼児への新型コロナウイルス感染拡大の状況も踏まえまして、必要箇所を精査した上で、改修等を検討してまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 自動水栓につきましては、私もちょっと現場で確認しましたが、そんなに難しい工事でもないし、費用も前にお伺いしましたけれども、四、五万円でできると、一つ当たりできるということですので、ランニングコストも電池式ですのでほとんどかからないということですので、ぜひ設置していただいたほうがよりベターではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。終わりですね。

じゃ、これで、時間が来ましたので、ここまで終わりにさせていただきます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

島田和雄議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和3年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、このたびの7月18日の市長選挙におきまして、米本市長、ご当選おめでとうございます。また、市議会議員補欠選挙におきまして、4名の議員の皆様、大変におめでとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、私は大きく分けて7点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策について、2点目、困窮世帯への支援について、3点目、SDGsについて、4点目、「おくやみ窓口」について、5点目、通学路の安全対策について、6点目、EVのインフラ整備について、7点目、学校給食について質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

（1）ワクチン接種の状況について質問いたします。

旭市では、65歳以上の高齢者へのワクチン接種について、7月末現在、集団接種の対象者2万278人に対し、1万7,022人の申込みがあり、このうち2回目の接種を終えた方が1万6,709人で、対象者に対する割合は82.4%、申込者に対する割合は98.2%となっていますと説明がありました。64歳以下のワクチン接種については、旭中央病院で8月5日から、旭市

総合体育館では8月6日から接種を開始しましたとありますが、現在のワクチン接種の状況について質問いたします。

(2) 妊産婦の受入れについて質問いたします。

新型コロナウイルスに感染した柏市の妊婦が17日に自宅で早産し、男の赤ちゃんが死亡した問題で、県は20日に会見し、新型コロナ感染妊産婦への対応を強化すると発表しました。

県によると、5月にコロナ感染妊婦の搬送困難事例があり、県と医療機関などの会議で問題が提起されました。妊婦は軽症で、母子の状態は専門的な産科医療が不要とされた。最終的に入院、無事出産できたものの、入院を打診したコロナ患者受入れ病院から妊婦を受け入れるのは不安と断られたという。

県と医療機関などは会議を重ね、コロナ症状の軽重、妊娠36週以上と36週未満によって受入れ医療機関の種類や自宅療養などを選定する判断基準を示した対応ルールを定め、7月から運用を開始、今月16日付で病院など関係機関に書面で通知していた。

対応ルールを運用したものの、柏市のコロナ感染妊婦は入院調整が完了できず、9か所の医療機関で受入れを断られ、同日夕に自宅で出産し、赤ちゃんは搬送先の病院で死亡が確認されました。

旭市では、周産期医療機関の受入れ体制はどのようになっているのか質問いたします。

2点目、困窮世帯への支援について、(1) 緊急小口資金と総合支援資金について質問いたします。

無利子で生活資金を借りられる緊急小口資金と総合支援資金の現在までの利用状況と、いつまで延長されたのか、また、周知徹底はできないか質問いたします。

(2) 自立支援資金について質問いたします。

貸付けの限度額に達したなどの理由でこれ以上の支援を受けられない世帯を対象に、3か月で最大30万円を支給する自立支援金の申請期限について、いつまで延長されたのか質問いたします。

3点目、SDGsについて、(1) 市の取組について質問いたします。

現在、SDGs、持続可能な開発目標の17の目標について、具体的な取組について旭市としてどのように取り組まれているのか質問いたします。

4点目、「おくやみ窓口」について、(1) 「おくやみ窓口」の設置について質問いたします。

兵庫県宝塚市は、今年1月中旬から、家族が亡くなった際の遺族による手続きの負担を軽

くしようと、市役所1階窓口におくやみ手続き案内コーナーを開設し、利用した市民に感謝されています。

遺族は、同コーナーで受付票を記入、この受付票とネット上の手続きガイドサービスの簡単な質問に答えることで、必要な手続きをピックアップ、名前や住所など必要事項が自動的に印字された申請書類の一括印刷を行い、書類を入れたスミレ色のクリアファイルを持って関係課を回るだけでスムーズに手続きが完了する。受付から手続き完了までにかかる時間が従来の半分に短縮されたという。

同市は、死亡時の手続きをまとめた「おくやみ手続きハンドブック」も発行し、遺族に配布しているとのこと。旭市でも、ぜひおくやみ窓口の設置はできないか質問いたします。

5点目、通学路の安全対策について、(1) 豊畑小学校北側交差点及び見通しの悪いカーブになっている危険箇所の対策について質問いたします。

千葉県八街市で、今年6月、小学生の列にトラックが突っ込み、5人が死傷した事故がありました。子どもたちが安全・安心に学校へ通えるように、通学路の安全確保が必要です。豊畑小学校北側の信号のない交差点は、登校時は西側に横断歩道があるので横断できますが、下校時は東側に横断歩道がないため、横断するとき大変危険なので横断歩道を新たに引くことはできないか。また、交差点のところまでの間、かなり長い距離見通しが悪いカーブになっているため危険なので、その対策はできないか質問いたします。

6点目、EVのインフラ整備について、(1) 市役所駐車場に急速充電設備の設置について質問いたします。

大阪府能勢町は、このほど電気自動車、EVのインフラを整えようと急速充電設備を町役場の駐車場に1基設置した。急速充電設備は一般的な乗用EVの場合、電池残量がゼロの状態から約30分で8割程度の充電ができる。開庁時間内であれば無料で誰でも利用でき、29日現在、町の内外の人から延べ75回利用されているという。脱炭素社会の実現や災害時の電力確保にEVを活用することができるので、旭市でも、市役所駐車場に急速充電設備の設置はできないか質問いたします。

7点目、学校給食について、(1) 学校給食の完全無償化について質問いたします。

現在、第3子以降が無料となっています。コロナ禍の中、保護者の負担軽減のため、昨年度に引き続き、小・中学校の給食費が来月から6か月間分免除となりますが、学校給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうからは、1番、新型コロナウイルス感染症対策についての（1）番、（2）番についてお答えします。

初めに、（1）番、ワクチンの接種状況についてお答えします。

65歳以上のワクチン接種は、9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万8,902人で、2回目の接種を完了した方は1万8,564人です。接種率は、65歳以上の人口に対して1回目が90.1%、2回目が88.5%となっております。

64歳以下のワクチンの接種状況ですが、9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万5,776人で、2回目の接種を完了した方は9,534人で、12歳以上64歳以下の人口に対しての接種率は1回目が41.1%であり、2回目は24.8%です。

次に、（2）妊産婦の受入れについてお答えいたします。

海匝保健所に確認したところ、新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦の入院調整については、36週以降または36週未満で産科管理が必要な場合は、産科かかりつけ医が地域の周産期母子医療センターと調整する。それで調整がつかない場合は、母体搬送コーディネーターが全県下で調整するということです。

香取海匝管内の周産期母子医療センターがある医療機関は、旭中央病院のみです。その他の方については、管内保健所が調整し、調整つかない場合は千葉県の医療調整本部が調整するということです。

以上になります。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 2の困窮世帯への支援についての（1）（2）についてお答えいたします。

まず、（1）の緊急小口資金と総合支援資金についての現在までの利用状況、期限の延長、周知についてお答えいたします。

8月末現在の申請状況となります。旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金申請件数349件、金額の合計は6,772万円、総合支援資金は、延長、再貸付けを含めた申請件数314件、金額の合計は1億3,802万円となっております。

次に、期間の延長です。新型コロナウイルス感染症による経済の影響を受けて申請条件を緩和し、また貸付けの内容を一部変更した特例措置が設けられております。国は、当初、この特例措置による受付の期限を令和3年8月末日までと定めておりましたが、長期化している感染症の状況を鑑み、11月末日まで3か月間延長することとしております。

また、これら期限の延長等に係る周知につきましては、実施主体の千葉県社会福祉協議会や申請の受付を行っている旭市社会福祉協議会の窓口やホームページ等で案内をしております。

次に、(2)の自立支援金についての申請期限の延長についてお答えいたします。

この生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会で実施している総合支援資金の再貸付けが終了するなど、特例貸付けを利用できない世帯に対して、就労による自立を図る、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるなど、生活再建を支援するために支給するものであります。

申請受付の期限は、先ほどの緊急小口資金などの期間延長と同じく、感染症の影響が長期化している状況を鑑み、国は、8月末となっていた期限を11月末日まで3か月間延長することとしております。

また、この支援金については、社会福祉協議会からの再貸付けに関する情報提供を受けまして、相談に来る人を単に待つことなく、こちらから対象になると思われる方に対して、制度の案内や申請書等を送付しております。今回の期間延長が決まった際にも、再度、案内を送付し、周知を図ったところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、3点目のSDGsについてお答え申し上げます。

SDGs、持続可能な開発目標は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意し、2030年の達成を目指しています。

このSDGsにつきましては、17の目標と目標を細分化した169のターゲットから構成されています。

SDGsの達成に向けた取組は、一部の関係者だけではなく、全ての国、自治体、企業、市民等が協調し、全員参加で行っていくことが重要だと考えております。

市においてどのようなものがあるかというご質問ですが、今現在、市の最上位計画であります総合戦略に基づいて各種事業を展開しておるわけですが、この総合戦略というものが、これ自体が人口の減少を抑制し、持続可能な地方をつくるという地方創生の考え方の下、策定したものでございます。したがって、総合戦略に掲載している事業のほとんどが、これら17の目標に関連する取組であると考えております。

実際、今般、総合戦略に記載されました各種事業について、仕分のようなものを行ったところ、この17の開発目標のどれかにはだいたい入ってくるというような状況になっております。

市としましては、施策の推進や事業の実施に当たりまして、SDGsの要素を最大限反映することを常に意識に置きながら、SDGs達成に向けた取組の一層の充実・深化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、私からは、大きい4番目の「おくやみ窓口」についてお答えいたします。

おくやみ窓口につきましては、全国でも幾つかの自治体で導入されており、千葉県内でも専用の窓口を設置し、予約制で実施している自治体があることは認識しております。

ご家族の方がお亡くなりになりますと、関係する窓口で様々な手続きが必要となるわけですが、旭市の場合、まず死亡届の提出を市民生活課で行い、その後、各課窓口で必要な手続きを行います。国民健康保険や後期高齢者医療保険、年金に加入されていた方は保険年金課で、介護保険に加入されていた方は高齢者福祉課となり、各種障害手帳などの手続きについては社会福祉課となっております。また、税関係がある場合は税務課などでの手続きも必要となります。

旭市では、新庁舎となり、これらの関係課を1階フロアに配置し、住民への利便性向上を図ったところでございます。

現在、おくやみ窓口による専用の窓口を設置する予定はございませんが、ご家族が亡くなったときに、ご遺族の方の負担軽減を図れるよう、市役所等で必要となる手続きが確認できますハンドブックなどを作成する準備を進めております。

今後も市民サービス向上のため、先進地の事例を参考に調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きい5番、通学路の安全対策について、（1）豊畑小学校北側交差点及び見通しの悪いカーブになっている危険箇所の対策についてということでお答えさせていただきます。

最初に、横断歩道を新たに引くことはできないかというご質問でございますが、横断歩道の新規設置につきましては、規制標識となりますことから、千葉県警察本部が行っておりますので、所轄の旭警察署を通して要望を行うこととなります。

設置の基準でございますが、横断歩道の新規設置は、ご指摘の場所では難しいと思われませんが、旭警察署と改めて協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、見通しの悪いカーブになっている危険箇所につきましてですが、これは交差点北側のS字カーブのために見通しが悪い状態の場所のことかと思われませんが、通学路点検の結果などを踏まえました上で、対応策といたしまして、視距、見通しですね、見通しの確保に努めるためカーブミラーの設置や、既に設置してあります「速度を落とせ」の路面標示に加えまして、追加しまして減速マークや「学童注意」の路面標示の設置なども検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、6、EVのインフラ整備について、市役所駐車場に急速充電設備を設置できないかのご質問でございます。

伊藤議員ご紹介の大阪府能勢町では、ホームページ等を見ますと、本年5月に新庁舎が竣工し、その駐車場の一部にEV充電スタンドを1基設置したとのことでございます。能勢町では、ゼロカーボンタウンの実現を目指しているとのことで、温室効果ガス排出削減を進めるまちづくりの施策の一環であるというふうに思われます。

本市の状況でございますが、市役所本庁舎には、現在、電気自動車の急速充電を含め、充電設備は設置しておりません。しかし、将来の電気自動車の普及を見込んだ中で、本庁舎建設時に地中へ配管のみを先行設置している状況でございます。

電気自動車につきましては、今後、普及が促進され、市民の身近な足として保有台数が増えていくことは間違いないだろうというふうに認識はしておりますが、一般社団法人日本自動車工業会の資料によりますと、2019年の新車販売台数のうち、電気自動車やプラグインハ

イブリッド車といった自動車の占める割合はまだ1%程度であり、本格的な普及に向けてはもう少し時間がかかるかなと感じているところでございます。

充電設備の設置に関しましては、現在、市内において道の駅季楽里あさひをはじめ、市内16か所に充電設備を備えた民間の店舗等があるというふう聞いております。市におきましては、今後の電気自動車の普及の状況などを見極めながら、整備時期を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） では、私のほからは、7の学校給食について、（1）学校給食の完全無償化についてご回答いたします。

まず、学校給食における子育て世帯への経済的支援は、少子化対策として、旭市総合戦略においても重要な施策としております。

また、平成29年度より3人目以降の給食費免除に加え、昨年度は緊急経済対策として6か月間の給食費の免除を行い、さらに今議会にも補正予算として上程しました新型コロナウイルス感染症に対する市独自の経済対策としまして、6か月間の学校給食費を免除し、保護者の負担軽減と子育て支援に努めているところでございます。

完全無償化につきましては、財政や経済状況に応じて、関係各課と慎重に協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について、（1）ワクチン接種の状況について再質問させていただきます。

64歳以下の希望者全員が2回目のワクチン接種を終えるのはいつ頃の予定になるのか。

また、3回目のワクチン接種が必要となった場合、旭市として迅速な対応をお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ワクチン接種を終えるのはいつ頃になるかというご質問です。すみません、16歳から64歳で答えさせていただきます。

16歳から64歳のワクチン接種につきましては、現在のところ11月末現在までに終了することを目指しております。

それで、3回目のワクチン接種の関係です。海外では3回目の接種を開始している国もあり、日本でも報道はされております。しかしながら、国からの通知は来ておりませんので、今後、国の決定に従い迅速に進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしくお願ひいたします。

次に、（2）の妊産婦の受入れについては万全の体制でお願ひいたします。

次に、2点目に移らせていただきます。困窮世帯への支援についての（1）緊急小口資金と総合支援資金について再質問をさせていただきます。

現在、社会福祉協議会が相談窓口になっていますが、社会福祉課での窓口での相談はできないか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） お答えいたします。

緊急小口資金や総合支援資金について、社会福祉課では窓口や電話での相談があった際には、これらの資金を受けられる可能性がある方に対しましては、制度等について案内をしております。

今後も引き続き、社会福祉協議会と連携して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ社会福祉協議会と社会福祉課のこの行ったり来たりが、相談者の方も非常に困窮している方が行くので、すごくプレッシャーになるところがあるので、ぜひその辺は両方で例えば社会福祉協議会の方に時には来ていただくなりして、お願いできればと思います。

次に、（2）の自立支援資金については、内容をしっかり周知徹底をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） この生活困窮者自立支援金でございます。

先ほども答弁させていただきましたが、こちらの制度に対象になると思われる方々には制度の案内、申請書などを送らせていただいて周知を図っております。社会福祉課では、これ

らの生活に困窮されている方々にこれらの制度が届くように、引き続き対応していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、3点目、SDGsについて、（1）市の取組について再質問をさせていただきます。

今、熱中症は社会的問題になっています。全国の熱中症による緊急搬送は、2010年以降、高止まりが続いています。ヒートアイランド現象、地球温暖化などの影響で熱中症のリスクはさらに高くなります。

熱中症は、子どもや高齢者の発症者が多く、屋外だけでなく屋内でも発生しています。また、毎年各省庁、自治体から多くの熱中症啓蒙への取組が行われています。そしてマスク着用によるマスク熱中症のリスク、のどの渇きを感じにくくなる、吐く息の温度は体温とほぼ同じ36度C、湿度100%になり、体内に熱が籠もりやすくなる、呼吸しづらく心拍数が上がり体力の消耗、熱中症は防ぐことのできる夏の社会的な健康課題です。

また、廃プラは、近年、行き場を失った廃棄プラスチックが海洋マイクロプラスチックや屋上活動における汚染になっており、各国が処理に苦慮しています。2019年6月、G20大阪サミットで各国首脳が合意、海洋プラスチック2050年にはゼロ、2021年6月プラスチックの削減やリサイクル強化に向けたプラスチック資源環境促進法案を閣議決定、環境省は2022年4月の施行に動き出す。日本国内で生産されるペットボトル本数約250億本、年に、ペットボトル生産の抑制、リサイクル率のアップなど早急な対応が求められます。

そこで、旭市としても、市の取組として、オリジナルマイボトルの販売や給水マップの公開など、マイボトル、マイカップの利用促進のための運動を実施してはと考えますが、いかがでしょうか。夏の社会的健康課題、熱中症の予防対策に、また飲料用プラスチックボトルを削減するため、マイボトルを推進するためにも、公共施設にボトル給水型を併設した給水機の設置を検討してはと思いますが、いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 伊藤議員の再質問についてお答え申し上げます。

後段部分でボトル型給水機を併設した給水機の設置というご質問がございましたので、関連ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

SDGsを意識したまちづくりを推進していくためにも、環境を意識した施策の重要性と

いうものは十分行政としても認識をしておるところでございます。

ご質問のオリジナルマイボトルの販売であるとか、給水マップの公開でございますが、これらにつきましては、調べましたところ、現在、民間企業による販売であるとか、インターネットによる給水マップを公開しているホームページも数多く見られております。こういった民間企業の推移というものを見守りながら、行政の役割として今度どういうふうに検討していくかというものを考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、公共施設にボトル給水型を併設した給水機の設置ということでございますが、現時点で設置に向けての検討ということは、申し訳ございません、しておりませんが、SDGsの目標に資するプラスチックごみを削減するためのマイボトル等の促進は、これからの社会において大切なことの一つであろうというふうに認識をしております。

今は設置予定ということはございませんが、設置に向けた検討が必要になったタイミングで速やかに対応できるよう、課題を整理するなどして公共施設全体に対して研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、4点目、おくやみ窓口について、（1）おくやみ窓口の設置について再質問させていただきます。

愛知県安城市は、このほどおくやみ窓口を市役所本庁1階に設置し、最大で16課にまたがる死亡後の手続きのほとんどを1か所で行い、遺族の負担軽減につなげている。利用者は電話かメールで希望日の3開庁日までに予約するとのこと。旭市でも、遺族が安心して手続きができるおくやみ窓口の設置ができないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、お答えいたします。

先ほどの答えと重複する部分もございますが、本市では、新庁舎になりまして、課の配置の見直し等を行ったことにより、市民の皆様が手続きで多く利用される窓口の集約等の改善を図ったところでございます。

また、現在、ご遺族の方の負担軽減を図る一方、市役所等で必要となる各種手続き内容や、

窓口が確認できるハンドブックなどを作成する準備を進めているところでございます。

当面はこういった対応をさせていただきながら、今後も各市の状況等を参考にしながら、窓口でのサービス向上が図れるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、5点目、通学路の安全対策について、（1）通学路の安全対策について再質問をさせていただきます。

千葉県八街市で、6月、小学生の列にトラックが突っ込み5人が死傷した事故を受け、文部科学省などは通学路の合同点検を実施します。今回の合同点検は、全国の市区町村立小学校などの通学路を対象に行われます。9月末をめどに実施し、見つかった危険箇所については学校や教育委員会を中心に対策案を作成します。

2012年に実施された前回の合同点検では、見通しが悪い、道が狭いなどの基準で危険箇所を洗い出していましたが、八街市の現場のように、見通しのよい道路でも事故は発生します。それを踏まえ、今回の点検では、車の速度が上がりやすい見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路なども点検するよう要請しているとあります。通学路の合同点検についての結果について、また、対策案について質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えいたします。

教育委員会としましては、旭市通学路交通安全プログラムに基づき関係機関と合同点検を実施した結果、交通量や道路の形状、樹木等の周辺状況などから、対策が必要な箇所として把握しているところでございます。これらの通学路上の危険箇所や車の速度が上がりやすい道路について、児童や保護者に対し改めて周知と注意喚起を行い、登下校時の安全確保に努めるよう学校へ指導しております。

学校では、今回、議員がご指摘の交差点につきましては、横断歩道のある側を通るよう指導するとともに、毎朝職員が立ち、下校時は可能な限り付添いを行うほか、PTA等の協力を得ながら定期的に交通指導を行っております。

また、登下校時には、近隣住民や通行車両への注意喚起のため、スクールガードリーダー等によるパトロールについても引き続き実施しているところでございます。

また、今回実施しました緊急合同点検の結果、新たに確認した185か所の要対策箇所については、今後、関係機関と連携して効果的な対策を講じていく予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいまの質問でございますが、建設課からは道路管理者といたしましてご回答いたします。

議員ご指摘の小学校北側交差点につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、横断歩道の設置について協議を行ってまいるところでございますが、既に交差点に設置してございます「速度を落とせ」や減速マークの路面標示に加えまして、今後「学童注意」などの路面標示につきましても、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、6点目のEVの整備について、（1）市役所駐車場に急速充電設備の設置については、脱炭素社会の実現や災害時の電力確保にEVを活用することができるので、ぜひ検討していただければと思いますので、これは回答は結構です。よろしくお願いいたします。

最後に、7点目、学校給食について、（1）学校給食の完全無償化について再質問させていただきます。

旭市は、米、野菜、肉、果物、何でもあります。ぜひ新鮮で安心・安全な給食を子どもたちに無償で提供することはできないか、学校給食を完全無償化にできないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 新鮮で安心・安全な学校給食を完全無償にできないかについてお答えいたします。

学校給食の完全無償化は、私のまちづくりの方針である「豊かな旭を次世代へ」を実現するための政策としてお示しをいたしました。本市では、加速する少子高齢化や移住・定住促進など、その対策は急務であります。保護者に求められる教育に関する負担軽減を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行うため、地域社会全体で子育てを支える方策として、給食費を支援することは意義が深く大きな価値があると考えております。完全無償

化は財政や経済の状況、県の動向を見ながら判断していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は、自席へお戻りください。

◇ 林 晴 道

○議長（木内欽市） 続いて、林晴道議員、ご登壇ください。

（8番 林 晴道 登壇）

○8番（林 晴道） 皆さん、お元気ですか。元気ふるさと旗振り役、旭市議会の林晴道でございます。傍聴の方々には、コロナ禍で何かとお忙しい中、誠にありがとうございます。旭市の未来をつくっていく、この議場で、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、皆さんの貴重なお時間をいただき、ここに一般質問を行います。

改めてこの地域をつくってくださいました先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命、凛とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、7月の市長選挙において、4人の戦いであった選挙戦に見事勝利し、このたび市長に就任された米本弥一郎さんに、改めてお祝い申し上げます。おめでとうございます。どうか初心を忘れることなく、今後4年間、旭市のかじ取り役として、市民目線に立って市の発展、全市民の幸せのために努力されることをお願い申し上げます。

さて、質問に入りますが、市議会議員当選同期の新市長と議論できますことを喜びに感じながら、質問を行いたいと思います。コロナ禍の会議となりますので、答弁は分かりやすく明快にさせていただき、できれば再質問などは必要ないようお願いいたします。

それでは、新市長の政治姿勢に関して、所信と市政運営についてから質問を行います。

具体的な施策については、まだ就任間もないことですので、今回は政治姿勢における基本的な考え方に関して、3項目にわたりお尋ねするものであります。

では、まず今回の選挙結果をどのように受け止め、得票率をどのように捉えているのか、率直にお尋ねします。

次に、新市長の政治姿勢に関して、選挙公約とチーム旭のまちづくりについて質問します。

市長が選挙公報等において掲げられた政策であります、その中で今回は注目度が高いように感じた2点の詳細を伺い、早期に実現できる政策であるのかを具体的にお尋ねします。

まず1点目、結婚祝い金100万円の支給であります。これは国の結婚新生活支援制度を活用して行うというものですが、当事業は、少子化社会大綱に基づき、結婚に伴う新生活のスタートアップに関わる新居の家賃や引っ越し費用等を支援する地方公共団体を対象に、国が支援額の一部を補助するものであります。この制度を活用した制度設計を市が行うことは非常に難しいと考えますので、政策転換を促し、やさしい制度設計を構築されることを要望したいです。

そこで、国の支援制度の対象要件をお尋ねいたします。

2点目は、教育への積極的なICT導入と英語教育の充実であります。

本市の英語教育は、小学校3年生以上に英語教育補助2名及び外国語専科教員5名を配置し、中学校では外国語指導助手5名を配置して、英語学力の向上に取り組んでおります。中でも英語を母国語とする指導員である外国語指導助手については、各小学校にも派遣していますが、この現状では英語教育が不十分と常々考えておりました。

そこで、市長の政策ビラにありました英語教育の充実とは、どのような取組が考えられるのか、担当課の見解を伺い、再質問で市長に直接お尋ねしたいと、そのように思います。

次に、新市長の政治姿勢に関して、旭市の将来展望について質問します。

初代の伊藤忠良市長は、この東総地域の発展を願い平成17年7月1日に1市3町による新旭市の礎をつくり、2代目の明智忠直市長は、長い年月をかけて異なる歴史、伝統、文化、風土を持つ地域と一体感の醸成に全力を尽くされました。そして、3代目です。

昔からよく3代目は身上を潰すと言いますが、例を挙げますと、創業時に売れたものと現在売れるものは違います。これに気づかず、創業者のつくったものだけを守り続けては、経営が傾いて当然です。これは時代の変化についていけないからであります。

現在も新型コロナウイルス感染症の勢いは収まらず、社会のシステムや人々の生活に大きな影響を及ぼしております。そうした中で、いわゆる持続可能な社会というものを目指して、全ての市民が安心して幸せに暮らせるような環境をつくっていくことが、普遍的なテーマとして掲げられているわけであります。

そこで、新時代を迎えた旭市に、市長は、旭市の将来をどう展望されているのか伺います。

次に、コロナ終息後の未来に関して、新たな財政運営について質問します。

ここから次なるステージへ感染防止を徹底しながら、同時に社会経済活動を回復させてゆく、この両立は極めて難しいチャレンジであり、次なる流行のおそれは常にあります。それでも市民の皆さんは、このウイルスを正しくおそれ、必要な行動変容に協力してくださっています。新しい生活様式をご理解くだされば、最悪の事態は回避できると僕は信じています。

そこで、アフターコロナを見据えた新たな財政運営という考え方が必要になると思うのですが、市としての具体的な取組や方針等を伺います。

次に、コロナ終息後の未来に関して、社会経済活動の回復について質問します。

現在も緊急事態宣言が発出されている中で、本市においても感染者の増加が止まらず、市民にとって大変厳しい状況が続いております。外出規制などの影響による経済への打撃も深刻化しており、本市においてもそれは例外ではありません。このような状況で、この新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間は、ちゅうちょせず積極的な財政出動を行っていくべきと考えております。感染拡大を防止しつつ、社会経済活動の回復に向けた財政出動をどのように考え、取り組んでいくのか伺います。

新しい時代をどのような時代としていくのか、それは今を生きる我々の行動にかかっています。先送りでは次の時代へ責任を果たすことはできません。未来に向かってどのような旭市をつくるのか、その案を示す責任が議会にはございます。僕は日本の真ん中で輝く希望にあふれ誇りある旭市をつくる、その大きな夢に向かって、この8年間、全力で活動してきました。夢を夢のままで終わらせてはならない、新しい時代の旭市をつくるために、皆さんとともに歩ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇ください。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1の（1）と（3）にお答えいたします。

初めに、1、新市長の政治姿勢に関して、（1）所信と市政運営についてお答えします。

このたび、多くの市民の皆様から信任をいただき市政を担うことについては、大変光栄に感じるとともに、この職務と責任の重さに身の引き締まる思いであります。

また、コロナ禍での選挙ということもあり、感染拡大防止や経済対策、各種支援などへの期待もあったのではないかと感じております。

いずれにしましても、このような信任をいただいたことについては、私の訴えてきたまちづくりの方針などにご賛同いただけたものではないかと受け止めております。

まずは、ここに掲げた政策を着実に前進させるために努めることが、ご賛同いただいた市民の皆様に対する私の責任であると考えているところでございます。

次に、（3）旭市の将来展望について。身上を潰すと言われる3代目として、新時代をどう展望していくのかについてお答えします。

これまでも私のまちづくり方針として、「豊かな旭を次世代につなぐために」というスローガンの下に六つの項目を掲げてまいりました。

まずは、高齢者が豊かに、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりや地域防災力の強化などにより、全市民が安心して暮らすことができる基盤を固めたいと考えております。

また、SDGsを掲げた旭市総合戦略などの見直しなどによる持続可能な地域づくりや移住者に選んでもらえるような魅力あるまちづくりを推進してまいります。

さらには、銚子連絡道の早期開通や観光分野などの広域連携による地域商工業の振興などを含め、県などとともに東総地域全体の発展を目指したいと考えております。

いずれにしましても、旭中央病院を核とする充実した医療体制や国内屈指の一次産業のほか、バランスよく成長する商工業など、非常に高い潜在能力を有する本市であります。伊藤初代市長と明智前市長が土台を築いたこの豊かな旭市の魅力をさらに高め、次世代に引き継ぎ、持続的な発展をするまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

皆様のご協力を心からお願い申し上げる次第です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは、1番、新市長の政治姿勢に関してのうち、（2）選挙公約とチーム旭のまちづくりについてのうち、結婚祝い金の支給に関して結婚新生活支援事業のスキームについてご説明申し上げます。

本事業には、一般コースと都道府県主導型市町村連携コースの2種類があります。

一般コースの対象世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯所得が

400万円未満で、新規に婚姻した世帯に上限として1世帯当たり最大30万円を支給するものです。補助率は2分の1となっております。

都道府県主導型市町村連携コースにつきましては、さらに重点的に支援するものとして、夫婦ともに29歳以下であった場合、最大60万円を支給するもので、補助率は3分の2となっております。

この都道府県主導型市町村連携コースには、様々な条件がありますが、最大の条件として、都道府県が本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を提案し、内閣府において審査・採択されなければならないこととあります。これについて、現況、千葉県では動きはないものと伺っております。

現時点において制度概要を見た限りでは、市にとっては、あまり使い勝手のよいとは言えないかなというような印象を持っております。実際に令和3年4月1日現在で実施予定としている都道府県は12団体、市区町村は142団体にとどまっております。

しかしながら、少子化問題に多大な影響を与える今般の未婚・晩婚化に歯止めをかけるために、結婚に対する支援も重要であることは認識しております。

今後も引き続き、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、1の新市長の政治姿勢に関して、（2）選挙公約とチーム旭のまちづくりについてのうち、英語教育の充実の具体的な取組についてご回答いたします。

本市の現状を踏まえまして、充実に向けた取組としましては、今後、よりグローバル化が進み、生涯にわたり様々な場面で外国の方々と交流する機会が多くなる現代社会において、「話す」、「聞く」といった英語でのコミュニケーション能力は非常に大切であると認識しております。

このような時代に旭市の子どもたちが対応できるよう、例えば、外国語指導助手などネイティブな英語を話す指導員を増員して、生きた英語に触れる機会をさらに充実させる。

小学校の英語教諭補助員を増員し、1年生に英会話などの英語教育を拡大する。

中学生が対象の英検受験料の全額助成制度について、助成回数を現行の1回から年1回に増やすなどの制度を拡充する。

タブレット端末等のICTを活用し、朝の会や帰りの会で、外国語指導助手と朝の挨拶や

コミュニケーション、発音練習等のオンラインミニ英会話レッスンを行い、英会話の日常化を進めるなどが、英語教育の充実の取組として考えられます。

いずれにしても、具体的な施策については、今後、十分に協議を行った上で検討し、予算化等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは、大きな2番、コロナ終息後の未来に関しての（1）と（2）につきましてご回答させていただきます。

まず、（1）新たな財政運営についてということで、ご質問の新しい生活様式への対応を踏まえ、アフターコロナを見据えた新たな財政運営という考えが必要となると思うが、今後の市の予算編成の方針についてということのご質問でございました。

議員おっしゃいますように、今後の予算編成に当たっては、新しい生活様式では、その対応につきましては不可欠な視点であると考えております。

新しい生活様式につきましては、マスクの着用など、市民にも広く浸透してきているとはいえ、密対策や手指の消毒の徹底などに係る経費の増については、公共施設の運営やイベントなどの実施の際には必ず考えていかなければならないものでございます。

具体的な予算につきましては、それぞれの事業などにより個別に対応することになりますけれども、例えば、消耗品などの一括発注などの細かい部分も含め、今後も、効率的な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（2）のほうに移ります。こちら社会経済活動の回復についてという項目につきまして、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間は、積極的な財政出動を行っていくべきだと考えているということでございますが、その中で社会経済活動の回復に向けた取組への財政出動についての市としての考えはというご質問でございました。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、元気回復特別給付金をはじめとした、本市独自の様々な支援事業を実施するなど、これまで積極的な財政出動を行ってまいりました。

今回も、補正予算におきまして、給食費の免除や中小企業事業者等及び農水産業事業者に対する支援など、独自の新型コロナ対策に係る事業費3億5,400万円ほどを計上したところでございます。

今後の財政出動につきましても、国・県の動向などを見極めながら、本市にとって必要な

新型コロナ対策事業の検討と併せまして進めていくものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、再質問を順次行います。

初めに、新市長の政治姿勢に関して、まず所信と市政運営について伺います。

米本市長が市議会議員の当時は、前市長を最も支持する議員でありました。市政運営をこのため継承していく考えであろうと思いますが、基本的にどのような方針を受け継いでいかれるのか、具体的にお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 明智市政を継承すると思うが、どのような方針を受け継ぐのかという点に対してお答え申し上げます。

明智前市長におかれましては、合併後の新市の一体感の醸成に始まり、東日本大震災からの復興対応や旭市総合戦略に基づく様々な政策の推進など、まずはその功績に大きな敬意を表したいと思います。

ご質問の、どのような方針を受け継ぐのかということですが、当然ながら、よいところは引き継ぐということで、明智市政が築いた豊かな旭の土台をしっかりと引き継ぐ必要があると感じております。

市の政策方針などについては、基本的には、明智市政において策定した旭市総合戦略を継承することになりますが、必要に応じてSDGsを明示する見直しなどもできればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 前市長への高い評価を聞いておりますと、前任者の市政運営をおおむね継承していくようでありますけれども、米本市長ご自身が独自で考える基本方針というものはないものなのか、お尋ねをいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 私のまちづくりの基本戦略として、旭中央病院を核とした医療、福祉、健康づくりの充実、国内屈指の一次産業をしっかりと守り育てる、旭市の魅力を全国に発信

するの三つの柱と、対話による開かれた市政をはじめとする六つのまちづくり方針をこれまでも掲げてまいりました。

この中でも特に力を入れて推進したいのは、対話による開かれた市政でありまして、これまでも常に訴えてきた「チーム旭でまちづくり」であります。

これは、私のトップダウンのみで市政を運営するのではなく、市民の皆様をはじめ、市議会の皆様、行政委員会などのほか、市職員ともタッグを組み、オール旭によるまちづくりを推進することです。この「チーム旭でまちづくり」を軸に、私のカラーを出していければと考えております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 今回の質問でも何度か伺っております市民との対話集会、こういうのを大切にされていくということであります。実際に僕のほうにも、市民の声として、対話集会は具体的にどういうものなのかなということを聞いてきている方がいらっしゃいました。

当選間もないということで、今日ここで聞くことはありませんけれども、どのような形で対話集会を行われるのか、具体的な事業内容が決まりましたら直ちに市議会のほうに報告いただけたらありがたいなと、そのように思っております。

市長選挙の結果は、市民の皆様の信託を受けられた結果であります。これからの市政運営においては、これまでに培った実績を十分に生かして、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質なサービスが効果的に実施されるよう、市政に邁進されるようエールを送らせていただきます。

次に移らせていただきまして、選挙公約とチーム旭のまちづくりについての質問に移ります。

まず、1点目に、結婚祝い金100万円の支給であります。

これは、国の結婚新生活支援制度を活用して行うものでしたが、ただいま国の支援制度の対象要件を伺い、改めてこの制度を活用しての100万円の給付を行うということは非常に厳しいと、このように感じました。

これは、急ぐことなく、全庁的にゆっくり精査をしてやさしい制度設計を構築されてはいいかがでしょうか。市長、これは、僕が結婚できないから、結婚が予定がないからひねくれて言っているわけじゃないんですよ。なかなかこの制度は厳しい、そう思って言っておりますので、ぜひ早い段階で検討されてはどうかと思っています。

2点目は、教育への積極的なICT導入と英語教育の充実であります。

先ほど、担当課に伺った考えられる取組として、指導員の増員、それから英検受験料助成制度の拡充と、またタブレット端末を活用した英会話の日常化ということがありました。これらは全て実現可能でありますので、ぜひ市長の政策にのっとり早期に予算づけを行い、実行されてはいかがでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 私が選挙時に掲げました「豊かな旭を次世代へつなぐために」に関する六つのまちづくり方針につきましては、現在、全庁各課を対象にヒアリングを実施しております。

既存事業において方針が反映されているかを検証し、新規事業を実施する場合においては、実現に向けての課題や問題点を整理し、制度設計に取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 速やかな判断を下されるべきと、このように思います。

先ほど来、同僚議員からも似たような質問がありました。市長は、市民の声、これを大切にされて旭のまちづくりを行っていくということであります。

僕のほうに多く寄せられる市民の声を申し上げておきたいですが、市民だとか区長さんの要望で、市民運動会はちょっとやり方を変えてくださいという話がございますので、僕は市民運動会廃止せよじゃないんですよ。区長に全て大変なところは預けて開催する方法をやめてくださいと言っております。オープン参加にするだとか、やはり違う形で運営をされるよう、僕からも強くここでお伝えをしておく、市民に選ばれた議会の声としてお伝えをさせていただきます。

次に移りまして、市長の政治姿勢に関して、旭市の将来展望についての質問に移ります。

市長とは初当選の同期組でありまして、市長は、断トツのトップ当選、鳴り物入りの議員でしたが、片や僕は、得票数の一番低い最年少の未熟者でした。そんな関係である米本当時議員が、度々口にしていた言葉であります。それは、初当選の同期というのは、減ることはあっても決して増えることはないから、これからは仲よくやってみましょうと言ってもらったことは忘れられません。

今や現職としては宮内保議員と2人になっていますが、議席も隣で、大変頼もしい存在であります。

そのような人柄のよい米本新市長にるご答弁いただきましたけれども、僭越ながら申し

上げます。

いつの時代もリーダーというのは、判断、決断、断行、この考え方が基本だと思いますよ。現代社会は、SNSでの誹謗中傷やヘイトなど、匿名で見えないところから誰かをたたき、悩ませ、苦しめる最低ないじめ、ネットいじめは最低であります。ぜひ勇気を持って旭の将来に向かって実行していただきたいとご期待を申し上げます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） まず初めに、市議会当選同期の林晴道議員から大変大きなエールをいただいたと感じております。心から感謝申し上げます。

先ほども申し上げましたが、私の市政運営の方針は、「チーム旭でまちづくり」であり、トップダウンのみでなく、様々な方や各種組織等と対話や協議を重ね、オール旭でのまちづくりを推進したいと考えております。

しかしながら、市政運営においては、市の最高責任者である私の決断が必要な場面も多いかと思います。覚悟を持って決断をしてまいりたいと、ここでお約束申し上げます。

今後も、多くの困難や、時には批判的な意見などもあるかと思いますが、できるだけ多くの意見を丁寧に取り入れ、私自身も全身全霊をかけ、積極果敢に市政運営に取り組む所存でございます。

市民の皆様、議会の皆様のご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 次に、コロナ終息後の未来に関して、新たな財政運営についての質問に移ります。

令和2年度の決算剰余金には、コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年度実施できなかった事業費によって生じたもの、これがあるかと思います。現在の新型コロナウイルス感染症拡大の状況に対応するために、その剰余金を財源としてコロナ対策に活用すべきと考えますが、本市の見解を求めたいと思います。

また、剰余金の内容と具体的な活用方法を検討していたのであれば、併せて伺いをいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、令和2年度の決算剰余金の内容と新型コロナ対策事業の

財源としての活用方法ということに對しまして、ご回答申し上げたいと思います。

まず、令和2年度の決算剰余金についてご説明申し上げますと、剰余金は19億9,921万2,000円となっております。決算剰余金、いわゆる実質収支は、1年間の財政運営の結果でありまして、歳入だけでなく、歳出の執行状況など、様々な要素がございますが、令和2年度の決算剰余金には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年度実施できなかった事業の予算額も確かに含まれております。

この決算剰余金の活用につきましては、まず、剰余金の2分の1を下らない金額につきましては、地方財政法に基づき基金を積み立てることとされております。こちらにつきましては、10億円を減債基金積立金として今回の補正予算として計上させていただいております。

また、当初予算及び6月補正で既に繰越金として予算計上している6億625万1,000円を差し引いた残額であります3億9,296万1,000円が、令和3年度の、本年度の財源として活用可能な額となっております。

この残額につきましては、今回の補正予算で計上した小中学校の給食費の免除や、それに伴う市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金の支給、中小企業事業者等や農水産業事業者等に対する支援金の交付など、緊急で実施する本市独自の新型コロナ対策事業の財源として活用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 議案質疑でも、議案についていろいろと質疑を行い伺いましたけれども、決算剰余金を活用して今回補正事業を行っているようではあります。今後の様々なコロナ対策事業を速やかに実施する必要があると考えています。

また、剰余金以外でコロナ対策事業の財源については、現在どのような状況であるのかを分かる範囲で伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、今後のコロナ対策事業の実施には必要であると考えているということで、剰余金も含めその財源についてどのように考えているかということにつきましてお答えいたします。

今後の、新型コロナ対策事業を実施する場合の財源につきましては、決算剰余金では、今年度の財源として活用可能な3億9,296万1,000円から新型コロナ対策以外の事業も含めまし

て今回の補正財源として計上した額を除いた1,800万円ほどの現在留保がございます。

また、今後のさらなる新型コロナ対策の実施に当たりましては、事業の規模などを考慮しながら、財政調整基金の活用も視野に入れながら財源を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 次に移りたいと思いますが、コロナ終息後の未来に関して、社会経済活動の回復についての質問に移ります。

国や県でも、中小企業等事業継続支援金などといった中小企業に対する様々な経済支援を行っていますが、本市でも、多くの事業者が、従業員やアルバイトの生活を考えて、一生懸命に努力しながら経営を続けられております。

国・県・市とそれぞれに役割はありますが、そういった地域の雇用を担っている本当に頑張ってくれている事業者に対して支援するための事業を進めてもらいたいのであります。それは、市にしかできないと考えますし、本当の支援というのは、その内容を市の職員に意識して取り組んでももらいたいと願います。

本市でも、さらなる経済対策の実施など今後も一層前向きな支援を行っていただきたいのですが、昨年度交付された臨時交付金のような新たな財源はどのような状況にあるのか伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ご質問の社会経済活動の回復に向けた前向きな支援を今後も行ってもらいたいということと、昨年度交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような財源の見込みということにつきましてご回答したいと思います。

まず、昨年度は、国から交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、経済対策などの事業も含め様々な新型コロナ対策事業を実施してきたところですが、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、本年度も、昨年ほどの規模ではございませんが、交付される見込みと聞いてございます。

また、昨年度は、小中学校の感染拡大防止のための備品購入などに対する学校保健特別対策事業費補助金などの臨時交付金以外の補助金もございましたので、新型コロナ対策事業に係る財源につきましては、今後も国や県の動向などの情報収集をしっかりと行い、交付金・

補助金などを活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） コロナの影響によりまして本市の当初予算でも税収減を見込んでおり、現在の感染状況を鑑みても、当面は厳しい財政運営になろうと思います。

そのような中で、コロナ対策と安定的な財政運営を両立することは大変困難なことであると理解をしております。健全な財政運営の維持を図る上でも、今後のコロナ対策事業の実施においては、これまで以上に予算の重点化をすることが必要であると考えますが、その点を予算編成にどのように反映させるのか、本市の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えしたいと思います。

今後も、これまで以上の予算の重点化を進めることが必要ということで、今後の予算編成をどう行うかということのご質問でございますが、確かに新型コロナの影響による税収の減少などもありまして、今後厳しい財政状況が見込まれております。

今後の予算編成に当たりましては、限られた財源の中でも事業の選択をしっかりと行いまして、各課へのヒアリングなどを通じて、単に経費を削るということではなく、市民生活に必要な事業に対しては積極的に予算配分するなど、予算の重点化を踏まえた予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、今後も行財政改革を進めることで健全な財政の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） コロナ終息後の未来に向かって、これからは新しい生活様式への対応を予算編成の中で考えていかなければならないと考えます。

今定例会終了後には次年度の予算編成に着手すると思いますが、特に決算審査委員会等の他者の意見をしっかりと反映し、公平に判断して、地方自治の本質に基づき、能率的な行政を行うとともに、主権者たる市民に対しては十分な説明と市民中心の行財政運営に努めるよう新市長に求めるわけでありますが、その見解、見識について、最後に米本市長に伺いまして、今期の一般質問を最後にさせていただきたい、そのように思うわけであります。どうぞよろ

しくをお願いします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 新年度の予算編成等について伺いたいとのことでございますが、まずは、本市でも爆発的な感染拡大が続いてる新型コロナウイルスの感染拡大防止が急務であり、一刻も早く希望する市民全員がワクチン接種を受けられるよう、関係機関と協力しながら全力で進めてまいります。

また、今後の支援策の一部については、本定例会において令和3年度旭市一般会計補正予算の審議をしていただいておりますが、今後の具体的な支援政策等については、市民や市内事業者の皆様が真に必要なものを見極め、実施したいと考えております。

今後、国や県の動向を注視しながら、庁内で慎重に検討を重ね、議会の皆様とも調整を図っていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は22日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時54分